

野迫川村こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
野迫川村



は じ め に

野迫川村では、平成 22 年に次世代育成支援対策推進法に基づく「野迫川村次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、野迫川村が一丸と子育てができる環境整備に向けて、子育て中の親のみならず、地域や事業所が一丸となって安心して、子育てができるむらづくりを推進してきました。

ただし、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労形態の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、こども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。そのような状況にもかかわらず、当村では、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少ないように感じます。

さて、令和 5 年 4 月に、こども家庭庁が発足すると同時に、こども基本法が施行され、令和 5 年 12 月には、こども大綱に基づくこども大綱が閣議決定されました。

本計画は、「野迫川村次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承しながら、5 年を 1 期とする、こどもの最善の利益を念頭に置いた計画としており、第 3 期目の計画となりますが、こども大綱に基づき、こどもまんなか社会の実現に向けて地域とこども、子育て中の皆様と寄り添いながら、野迫川村の未来を担うかけがえのないすべてのこども・若者たちが健やかに成長できるよう、こどもの健全育成と子育て支援の施策を総合的に推進して参ります。そこで、村民の皆様には、一層のご理解とお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご意見をいただいた関係者の皆様、アンケート調査にご協力いただいた、こども、保護者、地域の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 7 年 3 月

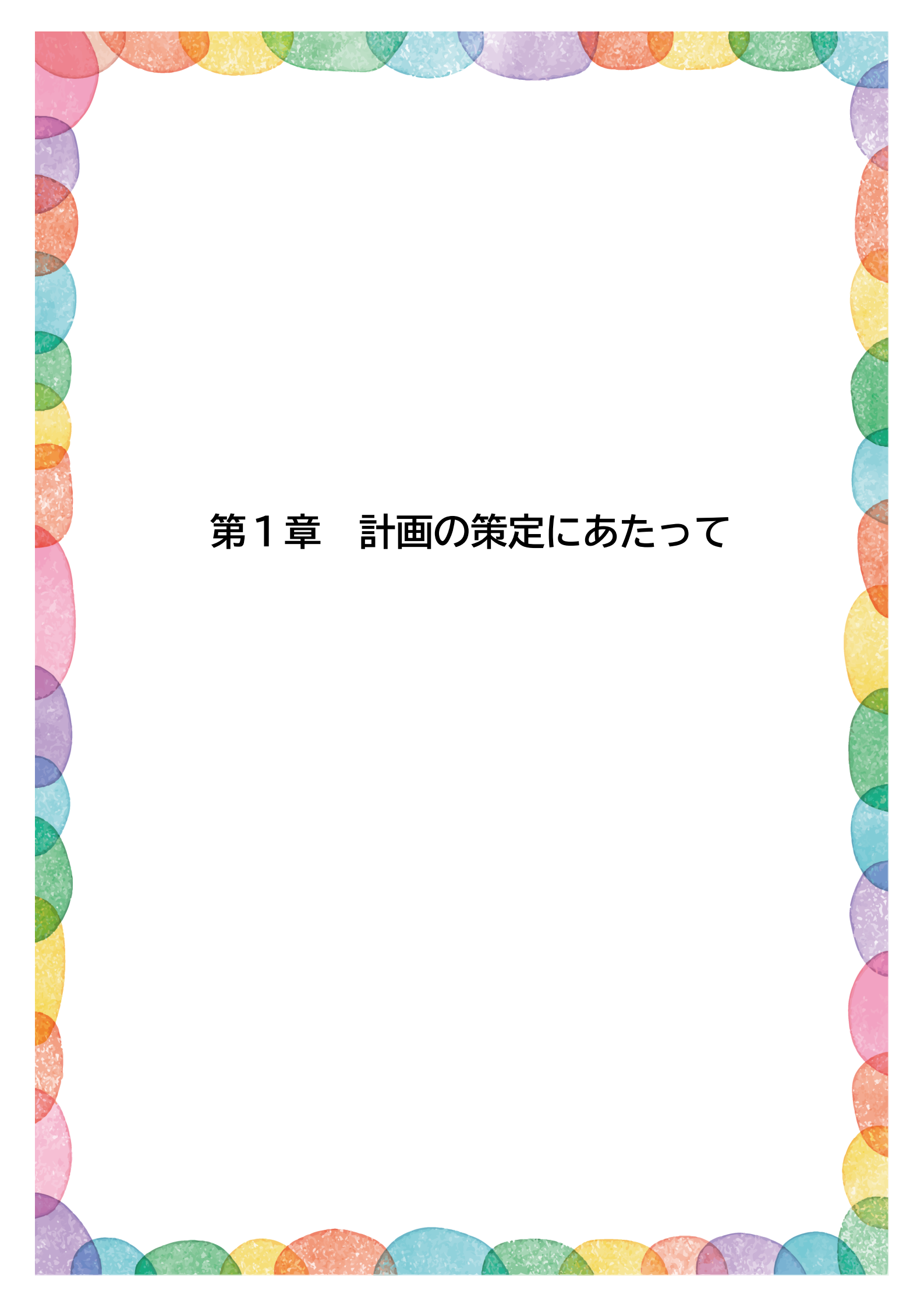
野迫川村長 吉井 善嗣

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	2
第2節 計画の法的根拠と位置づけ.....	3
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の対象.....	4
第5節 計画の策定体制.....	4
第2章 野迫川村を取り巻く現状.....	5
第1節 統計にみる野迫川村の状況.....	6
1 総人口の推移.....	6
2 世帯数の推移と状況.....	6
3 人口動態	7
4 就業者数の状況.....	8
5 女性の労働力率の状況.....	9
6 保育所の利用状況.....	10
7 小学生（義務教育学校前期課程）の通学状況.....	10
8 中学生（義務教育学校後期課程）の通学状況.....	11
9 放課後児童クラブの利用状況.....	11
第2節 アンケート調査の結果概要.....	12
1 調査の概要	12
2 保護者向けアンケート調査結果.....	13
3 こども向けアンケート調査結果.....	15
4 一般住民向けアンケート調査結果.....	18
第3節 第2期計画の達成状況.....	21
第4節 こども計画策定に向けた課題.....	22
1 ライフステージに共通した取組.....	22
2 ライフステージ別の取組.....	22
3 子育て当事者への支援の取組.....	22
第3章 基本的な考え方.....	23
第1節 基本理念	24
第2節 基本的な視点.....	25
第3節 基本目標	26
第4節 計画の体系.....	27

第4章 施策の展開	29
基本目標1 子育てを支援する仕組みづくり	30
1 地域における様々な子育て支援サービスの充実	30
2 経済的支援の充実	31
基本目標2 援助の必要な子どもと家庭を支援する仕組みづくり	32
1 児童虐待の防止	32
2 障がいのある子どもや家庭への支援	33
3 ひとり親家庭への支援	34
4 総合的な支援体制の推進	34
基本目標3 健やかに産み育てる環境づくり	35
1 子どもや母親の健康の確保	35
2 食育の推進	37
3 思春期保健対策の充実	38
4 小児医療の充実	39
5 不妊治療への支援	39
基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり	40
1 家庭教育の充実	40
2 魅力ある学校教区の推進	40
3 こどもの豊かな心を育む支援	45
4 児童の健全育成活動の推進	46
基本目標5 仕事と子育てを両立させる社会づくり	48
1 保育サービスの充実	48
2 すべての就労者の働き方見直しと子育て参加の促進	49
基本目標6 子どもが安全に育つ安心なむらづくり	50
1 こどもの遊び場の整備	50
2 子育てを支援する生活環境の整備	50
3 子ども等の安全の確保	52
 第5章 子ども・子育て支援事業の展開	55
第1節 提供区域の設定	56
第2節 量の見込みと確保の方策	56
1 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策	56
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	58
 第6章 計画の推進体制	67
第1節 計画の推進にあたって	68
1 推進体制の確立	68
2 情報提供・周知	68

3	広域調整や県との連携.....	68
4	計画の進行管理.....	68
資料編		69
1	野迫川村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱.....	70
2	野迫川村子ども・子育て支援事業計画策定委員.....	71
3	施設	71

A decorative border composed of overlapping circles in various colors (red, orange, yellow, green, blue, purple, pink) frames the entire page. The circles are arranged in a repeating pattern along the top, bottom, and sides.

第1章 計画の策定にあたって



第1節

計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は年々深刻化しており、令和5年の合計特殊出生率^{※1}は1.20と、前年の1.26より低下しており、過去最低値となりました。出生数は8年連続で減少しており、平成24年生まれが成人を迎える令和12年以降は、さらなる少子化が予想されています。これは結婚・出産に対する意識の変化、仕事との両立の難しさ、晩婚化による身体的負担、子育てに対する経済的な不安等が背景にあり、こどもを産み育てるための環境整備を進める必要があります。また、ヤングケアラー^{※2}、こどもの貧困、教育格差といったこどもを取り巻く社会問題は、近年多様化・複雑化しています。

国では、令和5年4月、こどもに関する行政の担当を一本化し、社会全体でこどもを育てることを目的とし、内閣府の外局として「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。また、令和5年6月、少子化対策強化の一環として児童手当や育児休業給付拡充などの「こども未来戦略方針」が閣議決定されました。

こども基本法第10条第2項において、市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとするされました。また、同条第5項において、市町村こども計画は、「市町村子ども・若者計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画」「その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」と一体のものとして作成できるとされました。

野迫川村（以下、「本村」という。）においては、令和2年3月に「第2期野迫川村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、こどもの健やかな成長と保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備を進めてきましたが、「第2期計画」の改定に合わせて、「野迫川村こども計画」

（以下、「本計画」という。）を策定し、こどもや若者の意見・権利を尊重したむらづくりを推進し、こどもや若者を中心に保護者や地域社会全体で支援を行う環境を整備していきます。

※1 合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

※2 ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。

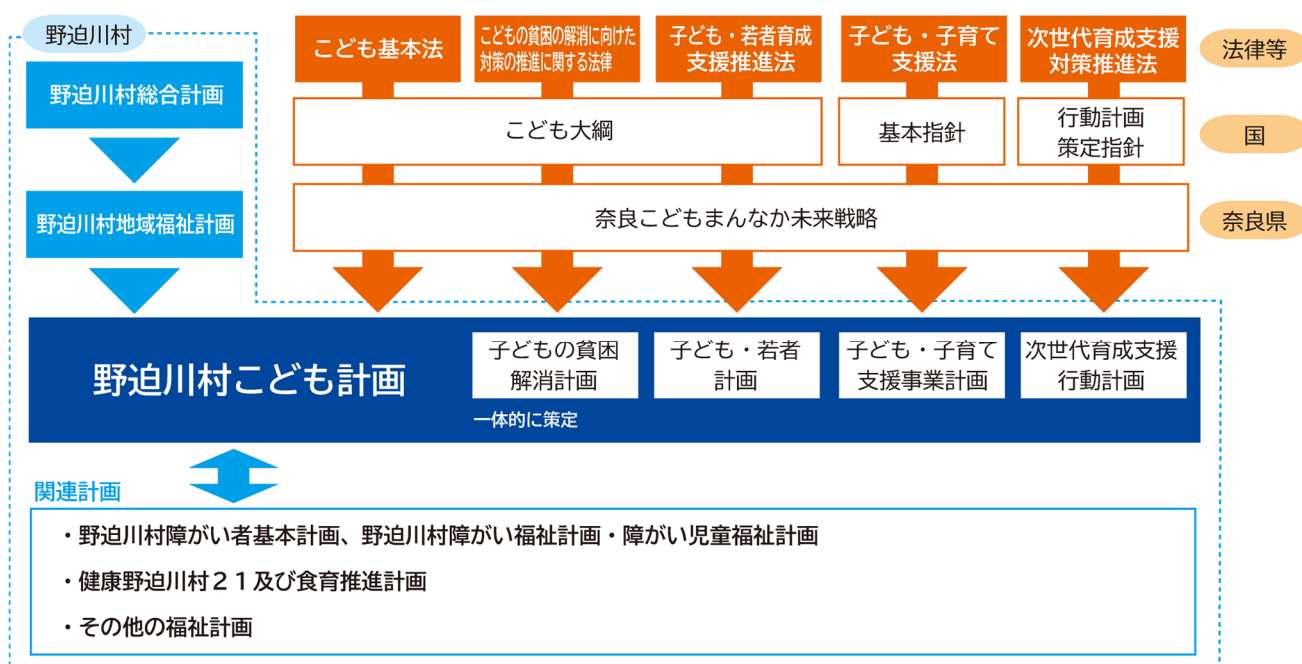
第2節

計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第60条の規定による基本指針、次世代育成支援対策推進法第7条の規定による行動計画策定指針、こども基本法第9条の規定によるこども大綱及びこども基本法第10条の規定による都道府県こども計画を勘案しながら、以下の①～⑤の計画を一体的に策定するものとします。

- ① こども計画（こども基本法第10条）
- ② 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ③ 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ④ こどもの貧困解消計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）
- ⑤ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）

また、「野迫川村総合計画」を最上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す「野迫川村地域福祉計画」や、その他の関連計画が定めるあらゆるこどもの人権の尊重とこどもの最善の利益を考慮するものとします。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、今後の制度改正や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
野迫川村子ども・子育て支援事業計画	第1期 (H27～R1)		第2期（令和2年度～令和6年度）									
野迫川村こども計画								第1期（令和7年度～令和11年度）				

第4節 計画の対象

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

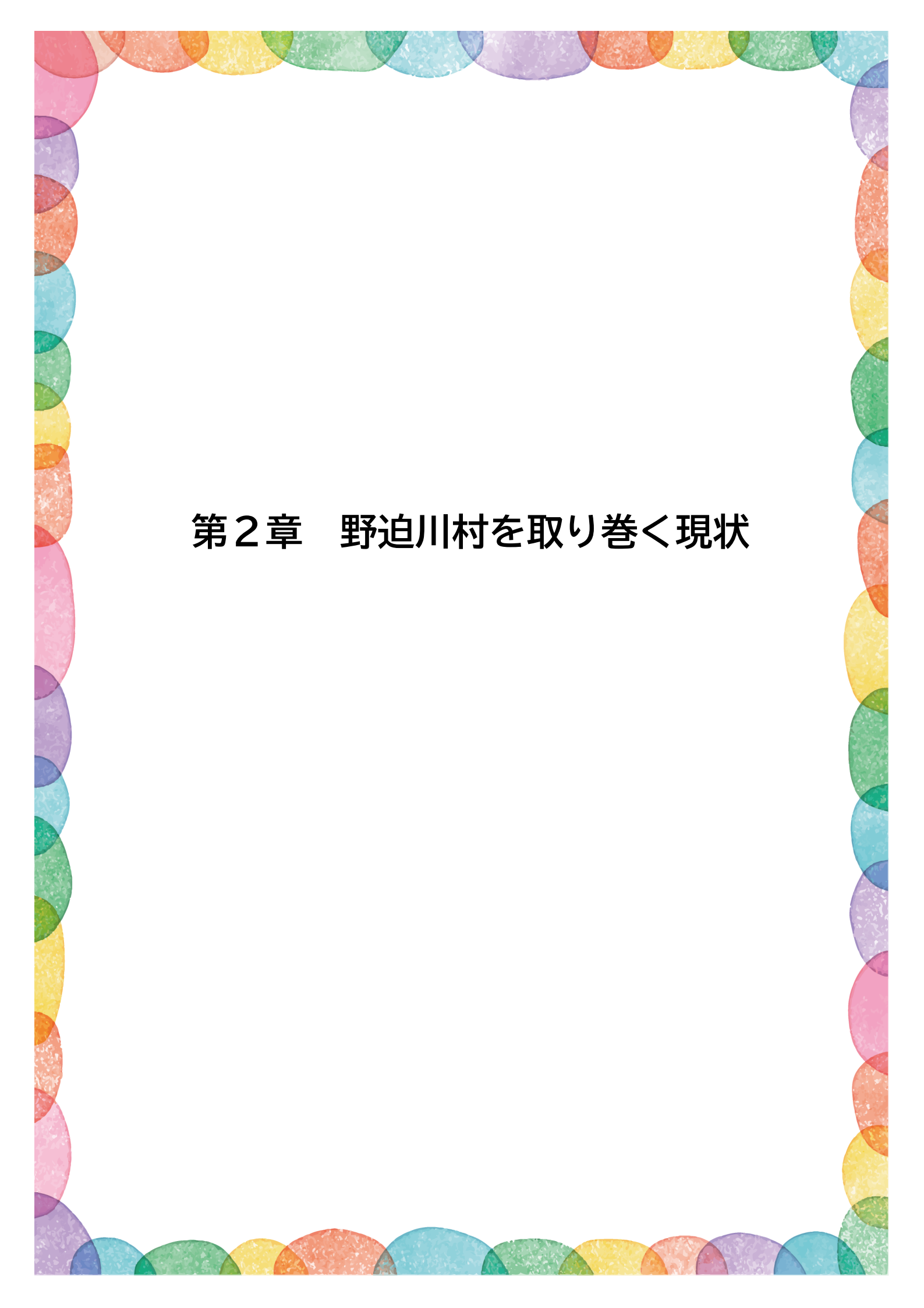
そのため、本計画において、「こども」を18歳未満、「若者」を18歳以上30歳未満としますが、必ずしも30歳を上限として年齢を制限するものではありません。

また、支援を行う参加主体は、行政、保育所、福祉サービス事業所、企業・事業所及びすべての住民とします。

第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「野迫川村子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、各種調査の実施内容や結果、計画内容等を検討しました。

また、村内の保護者、児童・生徒及び一般住民を対象として、ニーズや意見及び実態などを把握し、今後の施策推進のための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。



第2章 野迫川村を取り巻く現状

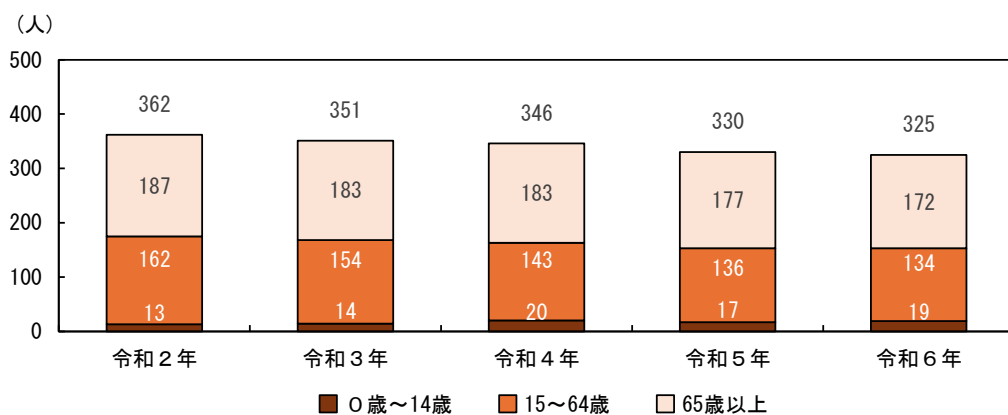
第1節 統計にみる野迫川村の状況

1 総人口の推移

本村の総人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日時点で325人となっています。

また、年齢3区分人口でみると、年少人口（0歳～14歳）は増加傾向にありますが、生産年齢人口（15歳～64歳）と老年人口（65歳以上）は減少傾向にあります。

総人口の推移



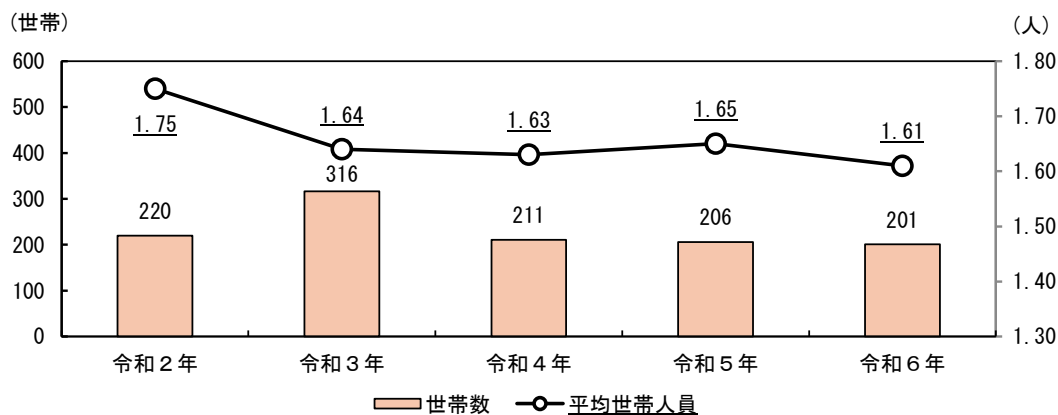
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 世帯数の推移と状況

本村の世帯数は、令和3年をピークに減少傾向であり、令和6年4月1日時点で201世帯となっています。

また、平均世帯人数も減少傾向で推移しており、令和6年4月1日時点で1.61人となっています。

世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

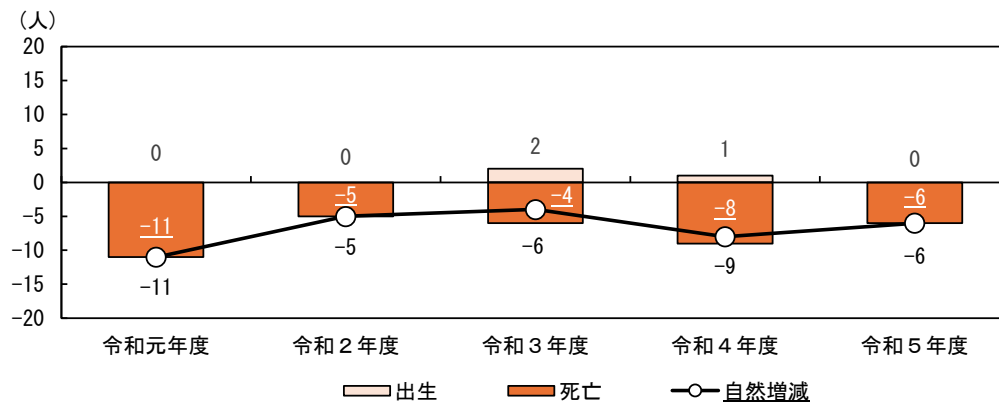
3

人口動態

出生数は0人の年も多く、0人～2人で推移しています。死亡数は横ばいで推移しており、すべての年において死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況が続いています。

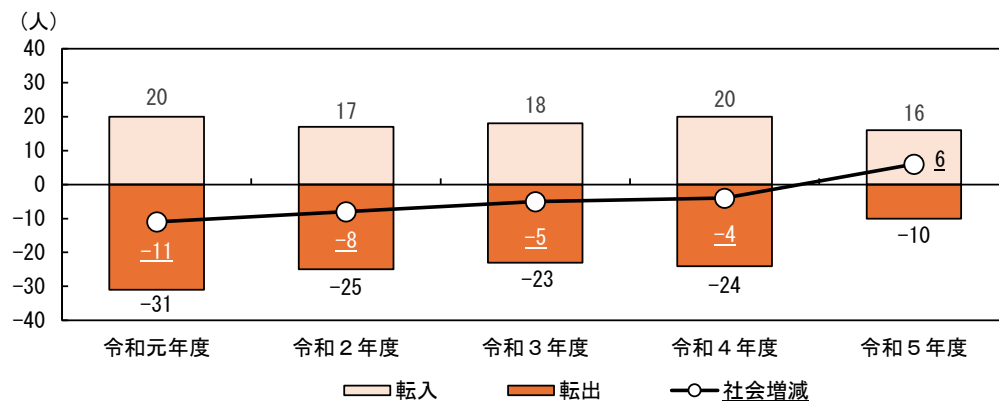
また、転入者は横ばいで推移しており、転出者は減少傾向にあります。令和4年までは転出者が転入者を上回る「社会減」の状況が続いていましたが、令和5年は転じて社会増となりました。

■ 出生者数・死亡者数の推移（自然増減）



資料：住民基本台帳

■ 転入者数・転出者数の推移（社会増減）



資料：住民基本台帳

4

就業者数の状況

本村の就業者数は減少傾向にありますが、就業者に占める女性の割合は平成 22 年以降、横ばいで推移しています。

また、産業別に就業者数をみると、第 2 次産業の割合は減少傾向にあり、第 3 次産業の割合は増加傾向にあります。

■ 産業別就業人口の割合

		合計	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能 の産業	就業者数に 占める女性の割合
平成 12 年	就業者数	374 人	43 人	143 人	186 人	2 人	31.3%
	割合	100.0%	11.5%	38.2%	49.7%	0.5%	
平成 17 年	就業者数	309 人	27 人	128 人	154 人	0 人	29.4%
	割合	100.0%	8.7%	41.4%	49.8%	0.0	
平成 22 年	就業者数	259 人	45 人	71 人	129 人	14 人	39.8%
	割合	100.0%	17.4%	27.4%	49.8%	5.4%	
平成 27 年	就業者数	201 人	27 人	49 人	125 人	0 人	36.8%
	割合	100.0%	13.4%	24.4%	62.2%	0.0%	
令和 2 年	就業者数	171 人	31 人	35 人	105 人	0 人	37.4%
	割合	100.0%	18.1%	20.5%	61.4%	0.0%	

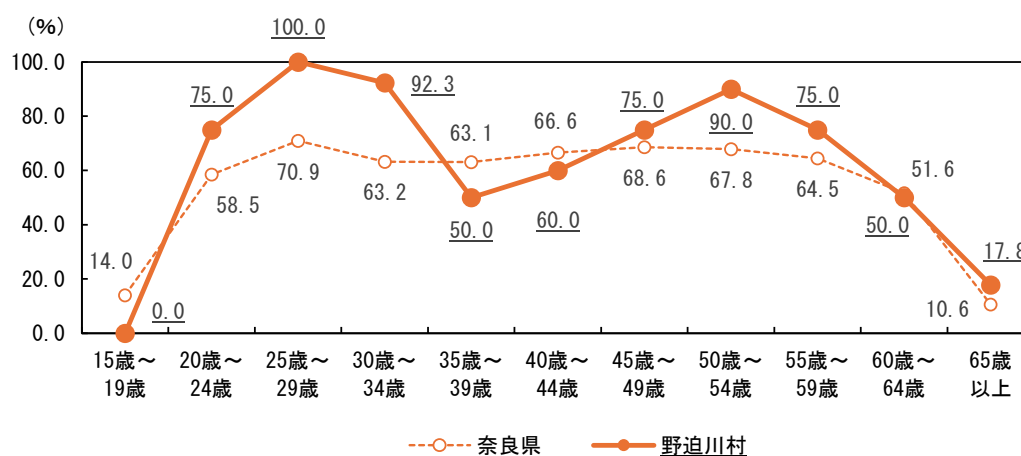
資料：国勢調査

5 女性の労働力率の状況

一般に、わが国の女性の労働力率（生産年齢人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の比率）は、20歳代後半から30歳代後半に低下し、その後40歳代後半まで上昇するというM字型となる傾向にあります。このことは、多くの女性が20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産により仕事を中断し、こどもの成長とともに再び仕事に就くことを反映しているためです。

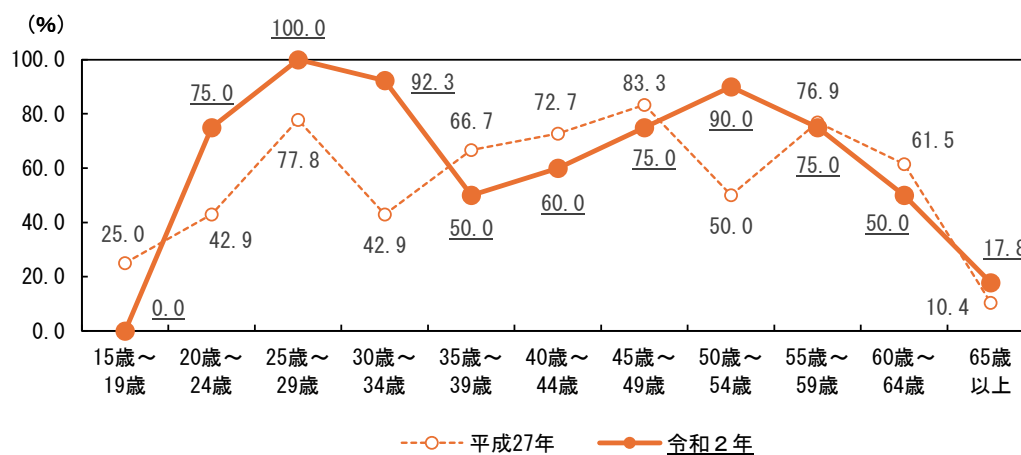
本村の女性の労働力率について、5歳階級別にみると、20歳～34歳は増加傾向にありますが、35歳～49歳は減少傾向となっており、仕事を中断している女性が多くなっています。

■ 女性の労働力率（令和2年における本村と奈良県の比較）



資料：国勢調査

■ 女性の労働力率（本村における平成27年と令和2年の比較）



資料：国勢調査

6

保育所の利用状況

現在、村内には1つの保育所があり、利用状況は以下のとおりです。

■ 保育所の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総数	6人	6人	4人	3人	3人	3人
0歳児	0人	0人	0人	0人	0人	0人
1歳児	1人	0人	0人	0人	0人	0人
2歳児	0人	2人	0人	0人	1人	2人
3歳児	1人	0人	2人	0人	0人	1人
4歳児	3人	1人	1人	2人	0人	0人
5歳児	1人	3人	1人	1人	2人	0人

資料：子育て支援課

7

小学生（義務教育学校前期課程）の通学状況

現在、村内には1つの義務教育学校（小学校）があり、通学状況は以下のとおりです。

■ 小学校の通学状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総数	7人	4人	9人	11人	10人	10人
1年生	1人	1人	4人	1人	1人	2人
2年生	1人	1人	1人	4人	1人	1人
3年生	0人	1人	2人	1人	4人	1人
4年生	0人	1人	1人	2人	1人	4人
5年生	2人	0人	1人	2人	1人	1人
6年生	3人	0人	0人	1人	2人	1人

資料：子育て支援課

8 中学生（義務教育学校後期課程）の通学状況

現在、村内には1つの義務教育学校（中学校）があり、通学状況は以下のとおりです。

■ 中学校の通学状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総数	3人	2人	0人	1人	2人	4人
7（中1）年生	0人	0人	0人	1人	1人	1人
8（中2）年生	2人	0人	0人	0人	1人	2人
9（中3）年生	1人	2人	0人	0人	0人	1人

資料：子育て支援課

9 放課後児童クラブの利用状況

現在、村内には1カ所の放課後児童クラブ（いわゆる学童保育）があり、利用状況は以下のとおりです。

■ 学童保育の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総数	7人	4人	9人	11人	10人	8人
1年生	1人	1人	4人	1人	1人	2人
2年生	1人	1人	1人	4人	1人	0人
3年生	0人	1人	2人	1人	4人	1人
4年生	0人	1人	1人	2人	1人	3人
5年生	2人	0人	1人	2人	1人	1人
6年生	3人	0人	0人	1人	2人	1人

資料：子育て支援課

第2節

アンケート調査の結果概要

1 調査の概要

- 調査対象
 - ① 保護者：野迫川村内在住の就学前児童・就学児童の保護者
 - ② 児童・生徒：野迫川村在住の小学校高学年生及び中学生
 - ③ 一般住民：野迫川村在住の18歳～49歳までの一般住民

- 調査方法 郵送配布・郵送回収

- 調査期間 令和6年7月3日～令和6年7月19日

■ 回収結果

	配布数	回収数	回収率
① 保護者	14 人	5 人	35.7%
② 児童・生徒	9 人	9 人	100.0%
③ 一般住民	69 人	26 人	37.7%

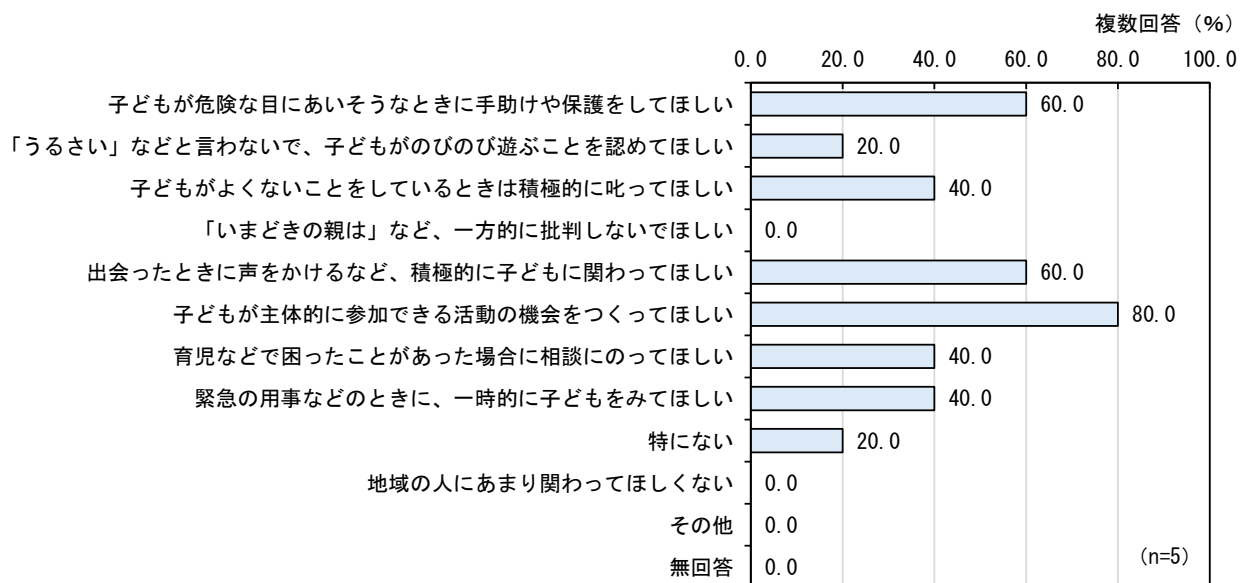
- 結果の見方
 - ・図中のn（Number of case）は、設問に対する回答者数のことです。
 - ・回答比率（％）は回答者数（n）を100％として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示しました。四捨五入の結果、内訳の合計100％にならないことがあります。また、一人の対象者に複数の回答を求める設問（グラフの右上に「複数回答」と記載）では、回答比率（％）の合計は100.0％を超えます。
 - ・図表中においての「無回答」は、回答されていない、または回答の判別が困難なものです。

2

保護者向けアンケート調査結果

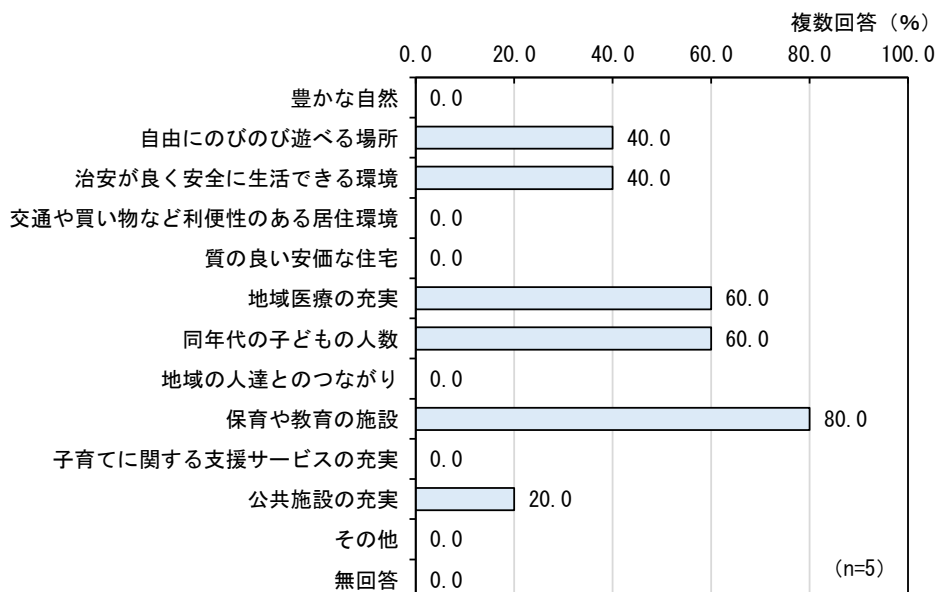
(1) 子育てをするうえで、地域住民に望むこと

子育てをする上で地域の人に望むことについて、「子どもが主体的に参加できる活動の機会を作ってほしい」が80.0%で最も多く、次いで「子どもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をしてほしい」「出会ったときに声をかけるなど、積極的に子どもに関わってほしい」が60.0%、「子どもがよくないことをしているときは積極的に叱ってほしい」「育児などで困ったことがあった場合に相談にのってほしい」「緊急の用事などのときに、一時的に子どもをみてほしい」が40.0%となっています。



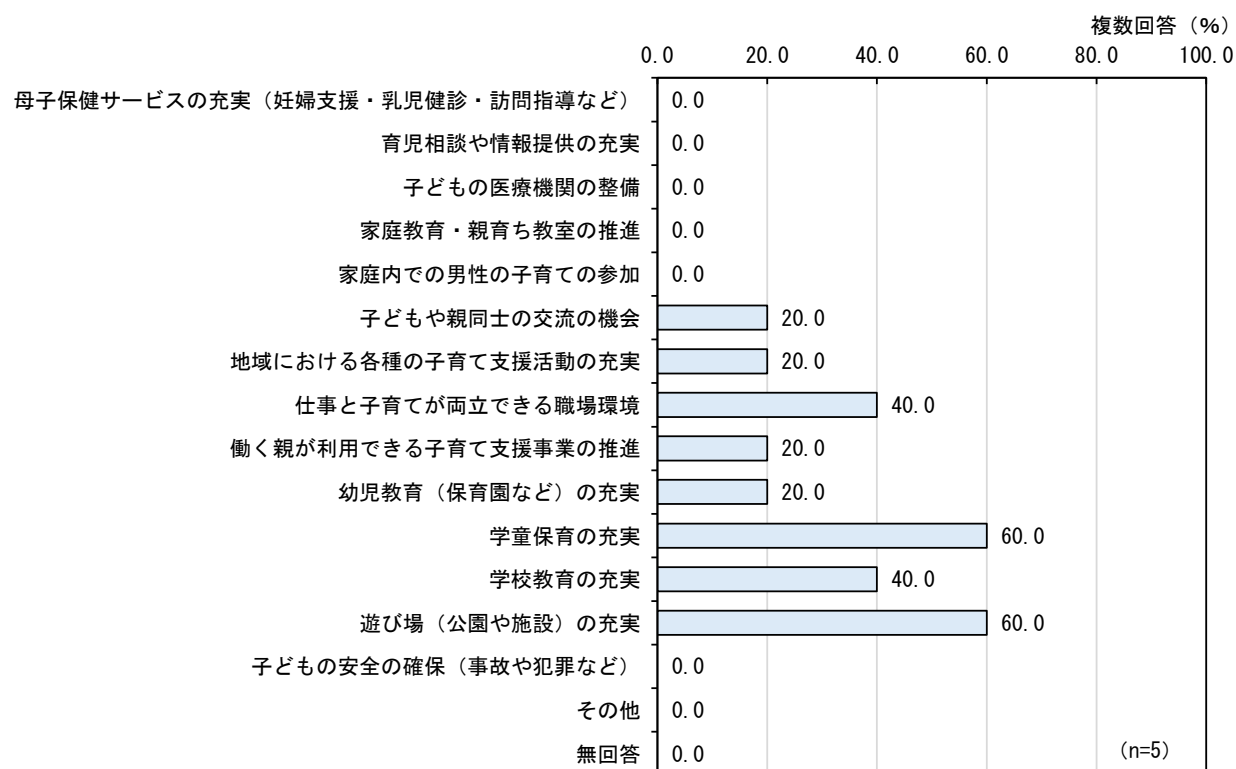
(2) 子どもを育てる環境として重要なこと

子どもを育てる環境として重要なことについて、「保育や教育の施設」が80.0%で最も多く、次いで「地域医療の充実」「同年代の子どもの人数」が60.0%、「自由にのびのび遊べる場所」「治安が良く安全に生活できる環境」が40.0%となっています。



(3) 子育てしやすい村になるために必要なこと

本村が、今より子育てしやすい村となるために重要なことについて、「学童保育の充実」「遊び場（公園や施設）の充実」が60.0%で最も多く、次いで「仕事と子育てが両立できる職場環境」「学校教育の充実」が40.0%、「子どもや親同士の交流の機会」「地域における各種の子育て支援活動の充実」「働く親が利用できる子育て支援事業の推進」「幼児教育（保育園など）の充実」が20.0%となっています。

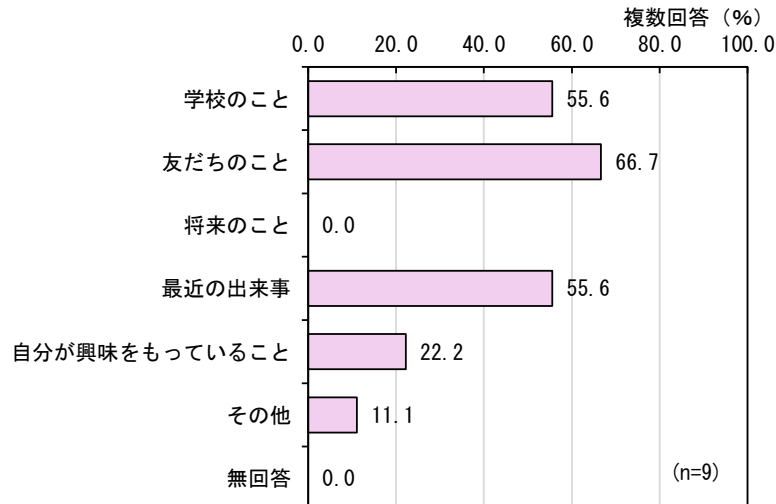


3

こども向けアンケート調査結果

(1) 家族との会話の内容

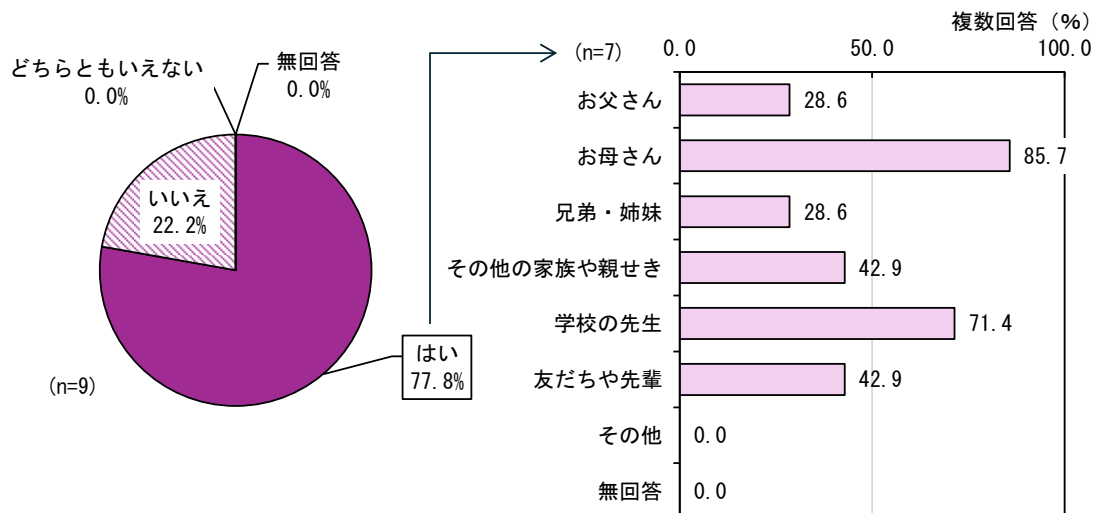
家族との会話の内容について、「友だちのこと」が 66.7%で最も多く、次いで「学校のこと」「最近の出来事」が 55.6%、「自分が興味をもっていること」が 22.2%となっています。



(2) 相談相手

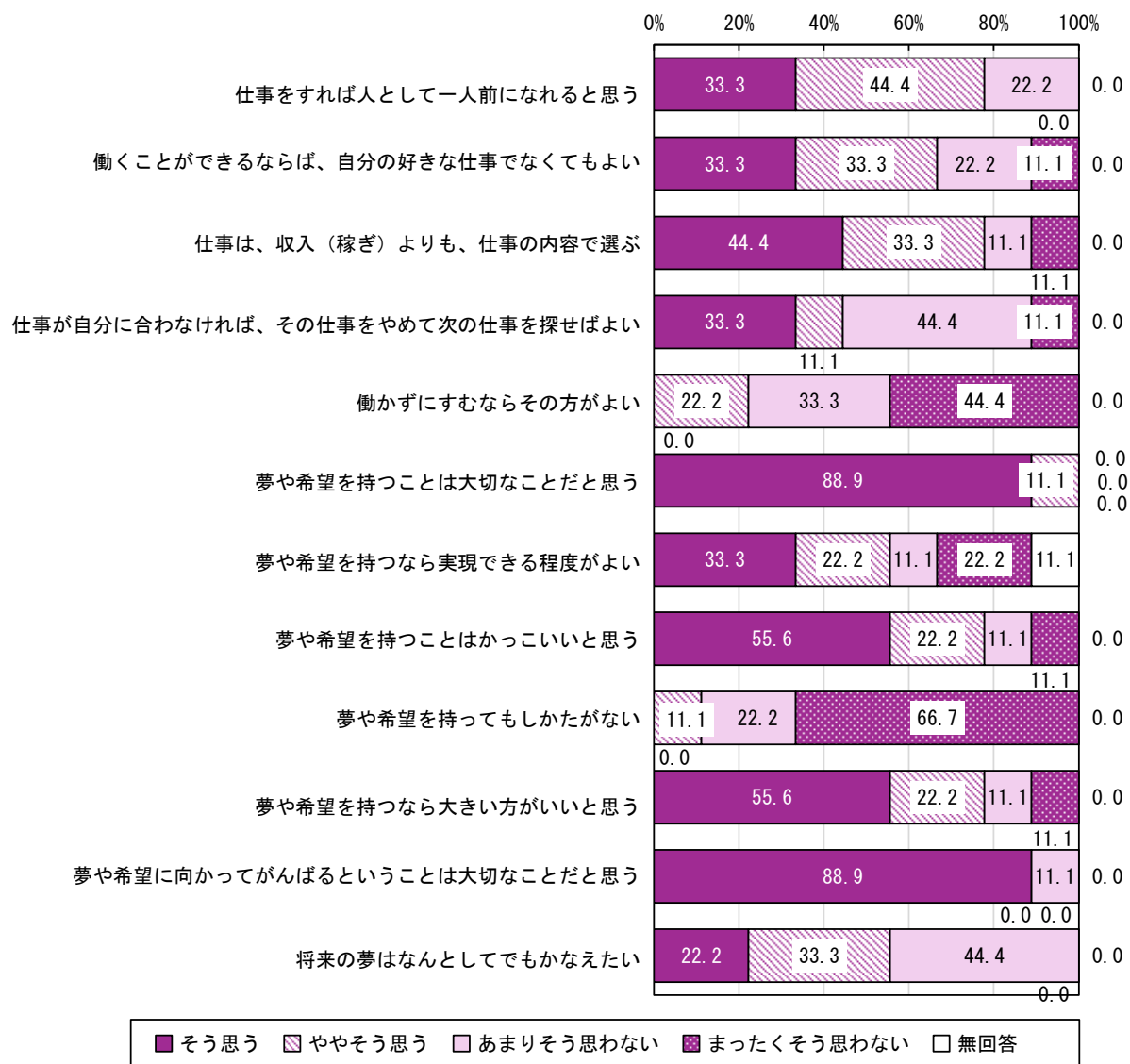
悩みを相談できる相手がいるかについて、「はい」が 77.8%で最も多く、次いで「いいえ」が 22.2%となっています。

また、悩みの相談相手がいる人に、誰に相談するのか聞いたところ、「お母さん」が 85.7%で最も多く、次いで「学校の先生」が 71.4%、「その他の家族や親せき」「友だちや先輩」が 42.9%となっています。



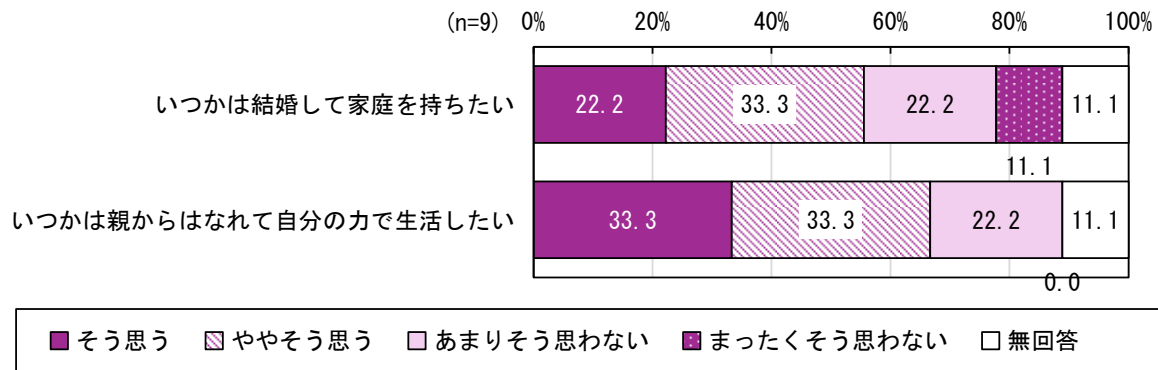
(3) 将来に対する考え方

将来のことについて、『そう思う』（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）では「夢や希望を持つことは大切なことだと思う」が最も多く 100.0%となっており、『そう思わない』（「あまりそう思わない」と「まったくそう思わない」の合計）では「夢や希望を持ってもしかたがない」が最も多く 88.9%となっています。



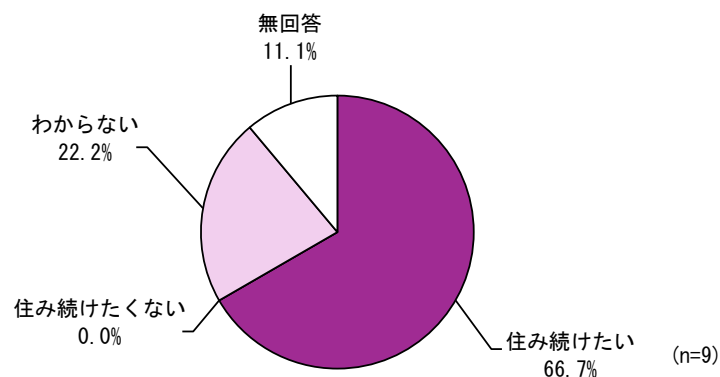
(4) 将来の家庭に対する考え方

将来の家庭に対する考え方について、いつかは結婚して家庭を持ちたいと『思う』(「思う」+「やや思う」)が55.5%、いつかは親から離れて自分の力で生活したいと『思う』(「思う」+「やや思う」)が66.6%となっています。



(5) 大人になっても野迫川村に住み続けたいか

大人になっても野迫川村に住み続けたいかについて、「住み続けたい」が66.7%で最も多く、次いで「わからない」が22.2%となっています。



また、大人になっても野迫川村に住み続けたい人に、理由を聞いたところ、以下の回答がありました。

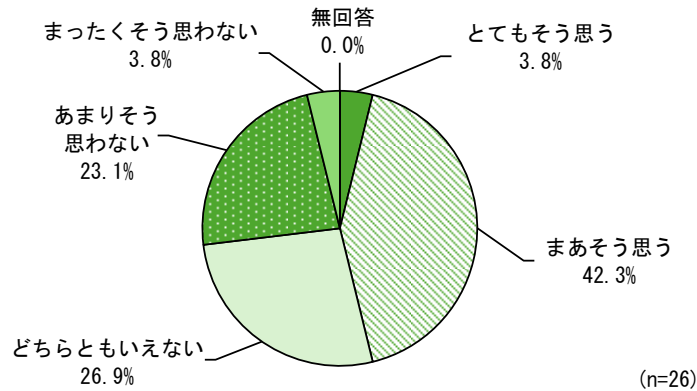
- ・ 自然がたくさんあり、きれいで豊かだから。
- ・ 今まで住んでいて、親しみがあるから。
- ・ 村民が皆優しく、友だちや先生と離れたくないから。

4

一般住民向けアンケート調査結果

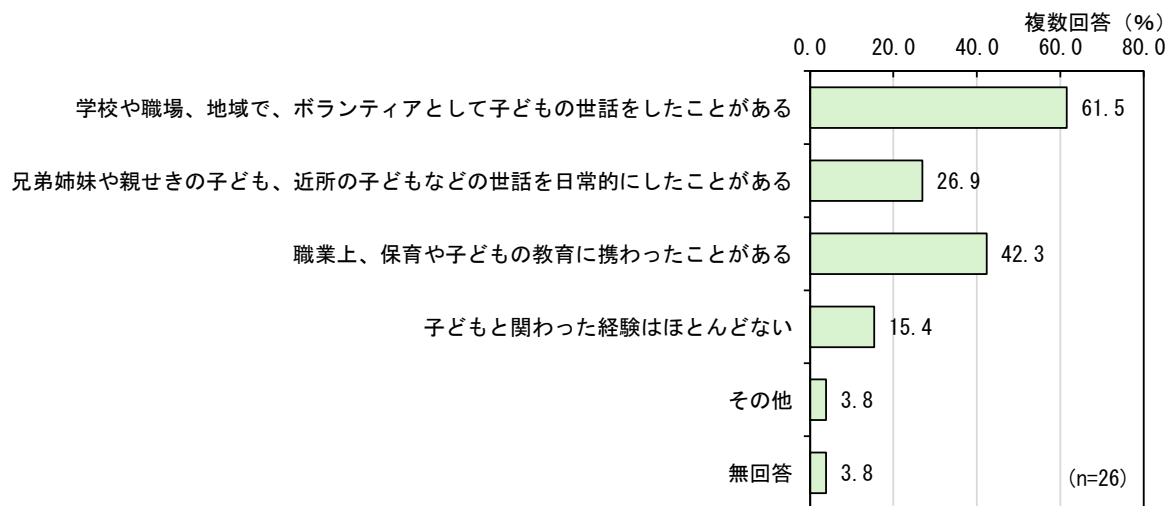
(1) 野迫川村での子育て

野迫川村は子育てをするのによい所かについて、「まあそう思う」が42.3%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が26.9%、「あまりそう思わない」が23.1%となっています。



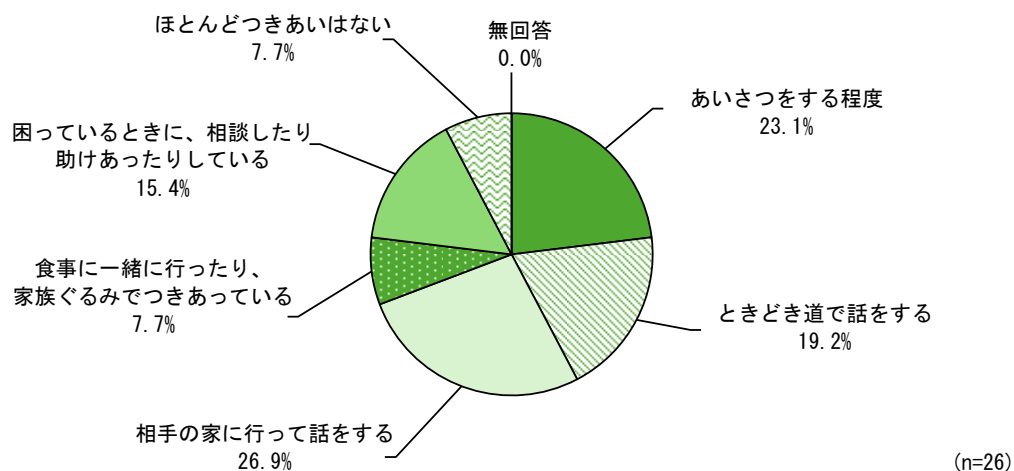
(2) 地域の子どもとの関わり

子どもとの関わりについて、「学校や職場、地域で、ボランティアとして子どもの世話をしたことがある」が61.5%で最も多く、次いで「職業上、保育や子どもの教育に携わったことがある」が42.3%、「兄弟姉妹や親せきの子ども、近所の子どもなどの世話を日常的にしたことがある」が26.9%となっています。



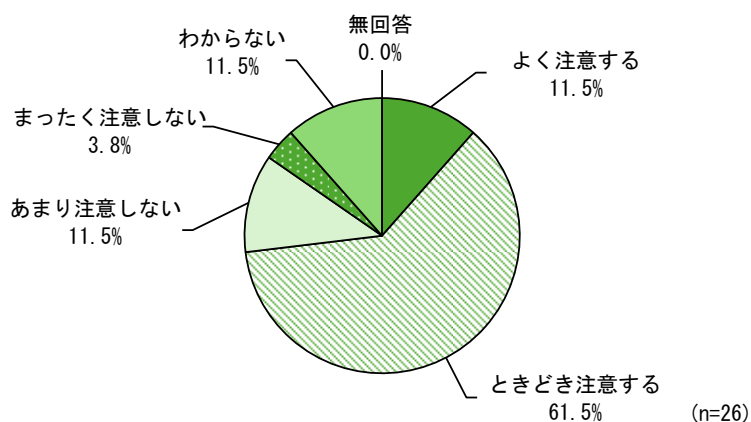
(3) 近所とのつきあい

近所とのつきあいについて、「相手の家に行って話をする」が26.9%で最も多く、次いで「あいさつをする程度」が23.1%、「ときどき道で話をする」が19.2%となっています。



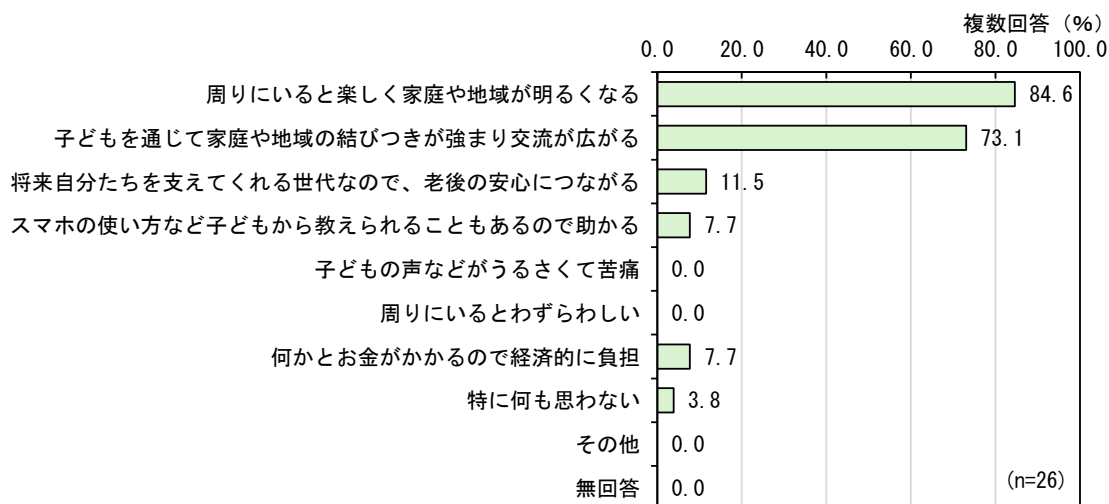
(4) 地域の子どもを注意するか

よその子どもがいたずらなどをしたときに注意をするかについて、「ときどき注意する」が61.5%で最も多く、次いで「よく注意する」「あまり注意しない」「わからない」が11.5%、「まったく注意しない」が3.8%となっています。



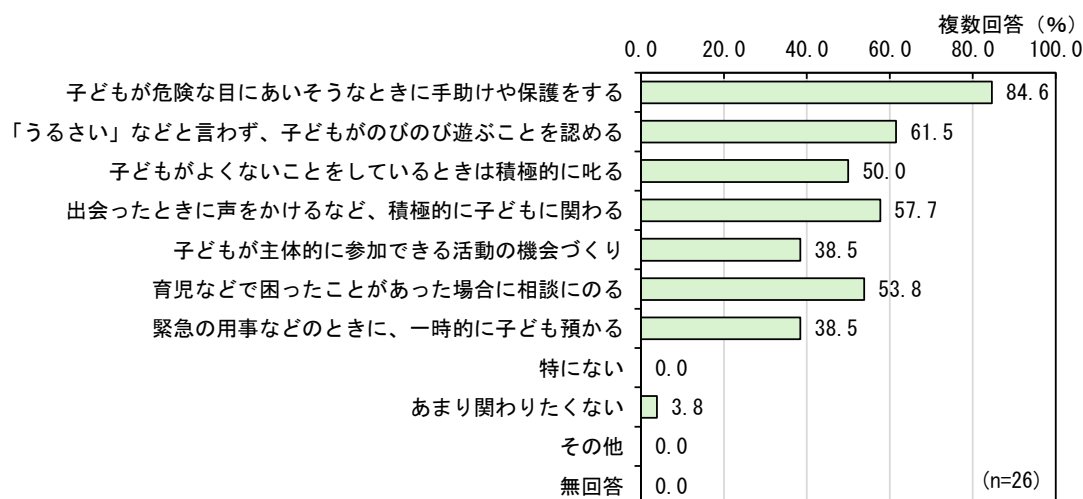
(5) 地域に子どもがいること

周りに子どもがいることについて、「周りにいると楽しく家庭や地域が明るくなる」が84.6%で最も多く、次いで「子どもを通じて家庭や地域の結びつきが強まり交流が広がる」が73.1%、「将来自分たちを支えてくれる世代なので、老後の安心につながる」が11.5%となっています。



(6) 子育て世帯への支援

子育て世帯に対し、実施してもよいと思うことについて、「子どもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をする」が84.6%で最も多く、次いで「「うるさい」などと言わず、子どもがのびのびと遊ぶことを認める」が61.5%、「出会ったときに声をかけるなど、積極的に子どもに関わる」が57.7%となっています。



第3節

第2期計画の達成状況

第2期計画において設定した118の施策に関する進捗状況を把握及び評価し、新たな計画の策定に向けて取り組むべき内容を示します。評価にあたっては、「A：十分達成できた」、「B：概ね達成できた」、「C：達成できなかった」の3段階評価で判定しました。

評価結果については、「A：十分達成できた」が44.9%、「B：一部達成できた」が40.7%、「C：達成できなかった」が10.2%となっており、『達成できた』（「A：十分達成できた」と「B：概ね達成できた」の合計）が85.6%と、約9割が達成している結果となりました。

■ 全体の達成状況

評価区分	項目数	割合
A 十分達成できた	53	44.9
B 概ね達成できた	48	40.7
C 達成できなかった	12	10.2
－ 評価なし	5	4.2
合計	118	100.0

また、基本目標ごとでみると、「A：十分達成できた」の割合が最も高いのは「基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり」で86.0%、「B：概ね達成できた」の割合が最も高いのは「基本目標3 健やかに産み育てる環境づくり」で62.5%、「C：達成できなかった」で最も高いものは「基本目標1 子育てを支援する仕組みづくり」で36.4%となっています。

■ 基本目標ごとの達成状況

基本目標	項目数	A	B	C	－
基本目標1 子育てを支援する仕組みづくり	11 100.0	3 27.3	4 36.4	4 36.4	0 0.0
基本目標2 援助の必要な子どもと家庭を支援する仕組みづくり	11 100.0	3 27.3	6 54.5	2 18.2	0 0.0
基本目標3 健やかに産み育てる環境づくり	24 100.0	6 25.0	15 62.5	3 12.5	0 0.0
基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり	43 100.0	37 86.0	6 14.0	0 0.0	0 0.0
基本目標5 仕事と子育てを両立させる社会づくり	8 100.0	2 25.0	4 50.0	2 25.0	0 0.0
基本目標6 子どもが安全に育つ安心な村づくり	21 100.0	2 9.5	13 61.9	1 4.8	5 23.8
合計	118 100.0	53 44.9	48 40.7	12 10.2	5 4.2

第4節 こども計画策定に向けた課題

1 ライフステージに共通した取組

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。

また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

【課題】

- 様々な理由で困難を抱えるこども・若者とその家庭を早期に把握し支援する体制を構築すること

2 ライフステージ別の取組

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージ※3に特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

【課題】

- 子育て世代のニーズに対応した保育・教育サービスを充実すること

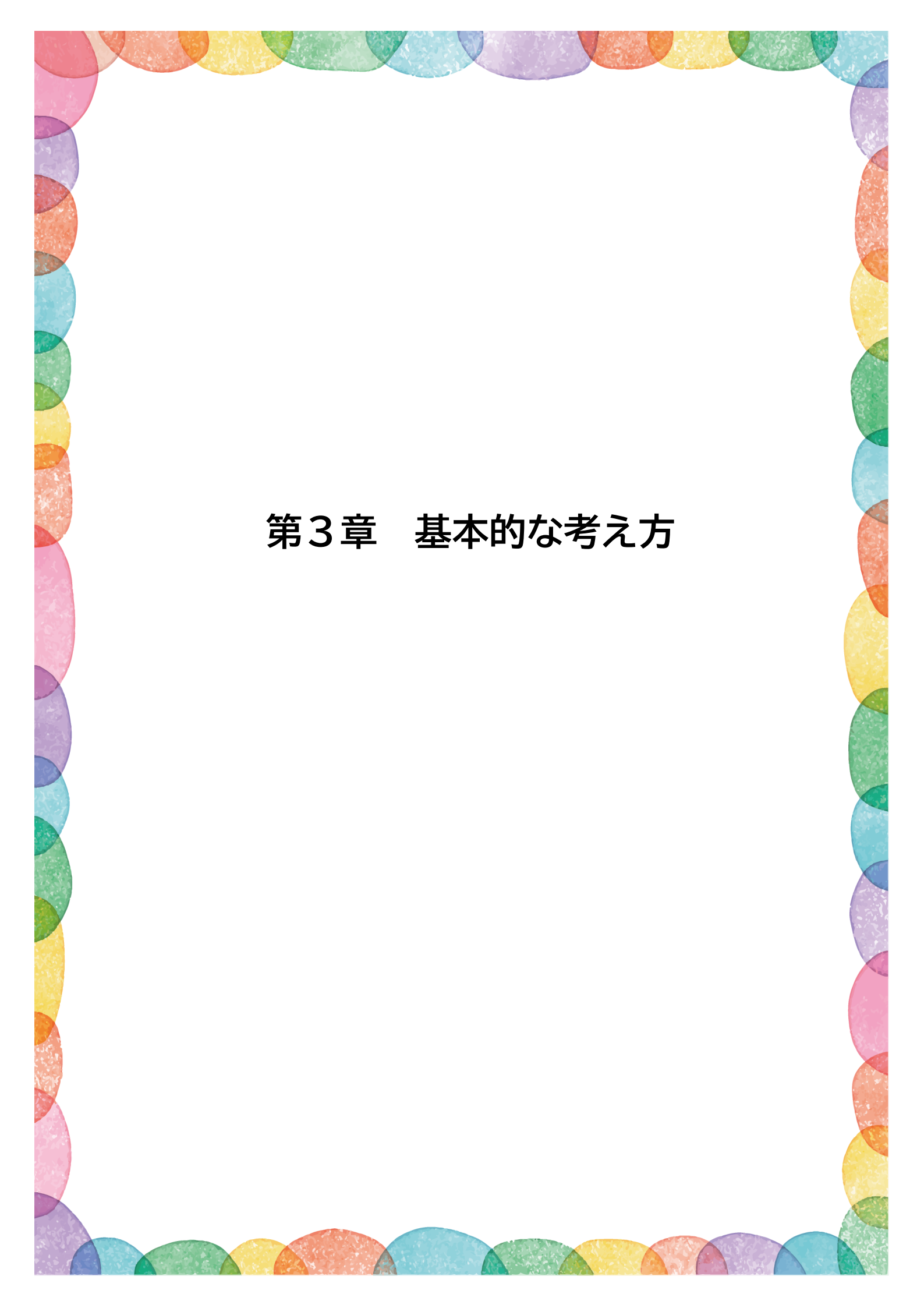
3 子育て当事者への支援の取組

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

【課題】

- 地域とのつながりを育みながら、多様な主体が子育てを支えていく仕組みをつくること

※3 ライフステージとは、人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。



第3章 基本的な考え方

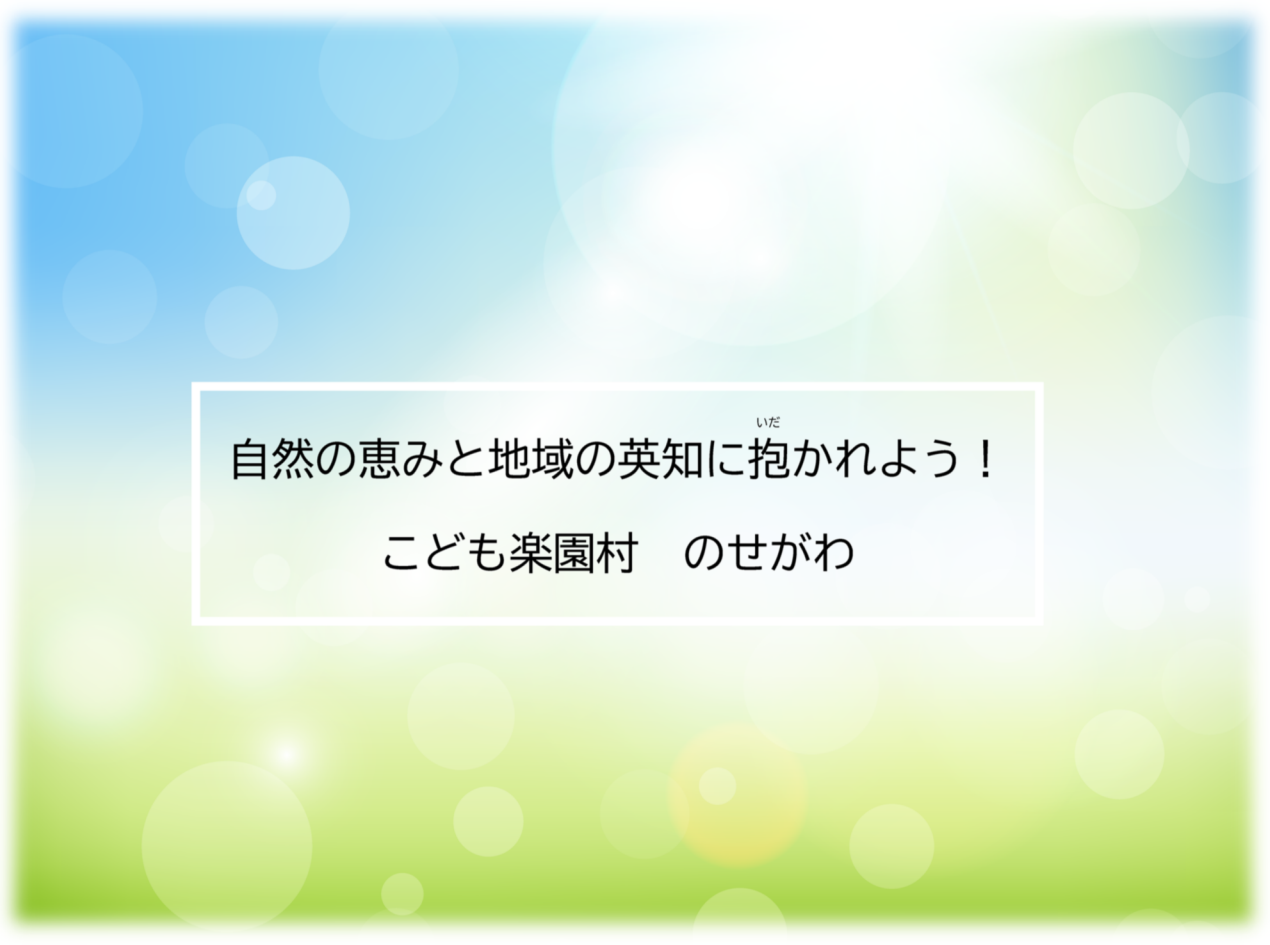


第1節

基本理念

本村では、第2期計画において、家庭と地域社会が一体となり、こどもを育てる喜びと育つ喜びを実感できる村づくりを進めてきました。

本計画においても、第2期計画の考えを継承し、こどもたちを村の宝として、温かく育むとともに、次代の村を担う人材となるよう健やかな成長を支援するため、野迫川村の目指すこども像として基本理念を以下のとおり定めます。



自然の恵みと地域の英知^{いだ}に抱かれよう！
こども楽園村 のせがわ

第2節

基本的な視点



基本的な視点1 こどもまんなか社会の視点

こども政策を推進するにあたり、何よりも大切にするのは、こどもや若者の意見です。「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者の意見を聴いて、政策に反映する取組を社会全体で推進していくことが重要です。こども政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進めます。



基本的な視点2 こどもが健やかに育つ視点

少子化の進行により、こどもが集団生活を送る機会の減少や過保護な養育など、こどもの自主性や社会性の低下が懸念されており、少子化の影響を最も受けるのはこども自身と言えます。そのため、こどもたちの心身ともに健やかな成長を尊重し、保障するとともに、こどもの幸せを第一とする社会の実現をめざします。



基本的な視点3 親が安心して子育てをする視点

子育てに関する不安感や負担感を払拭し、家族を持つこと、こどもを産み育てることに夢と希望が持てる施策の充実に努めます。また、仕事と子育ての両立の困難さや男女の固定的な役割分担意識など、少子化の要因となっているあらゆる社会的な障がいを取り除き、安心してこどもを産み育てる社会の実現をめざします。



基本的な視点4 地域全体が子育てを支援する視点

子育て支援は、地域社会、企業、保育所、学校、行政等を含め社会全体で取り組むべき課題です。そのため、様々な地域の支え合い機能が希薄化する中で、地域の意識の再生を図り、地域社会全体が子育て家庭に目を向け「地域のこどもは地域で育てる」という共通認識のもと、あらゆる人々が自分の知識と経験を生かしながら子育て支援に関わっていける環境づくりを推進します。



基本的な視点5 野迫川村の風土や資源を生かす視点

本村は、和歌山県との県境で高野龍神国定公園に指定されるなど、四季折々の美しい姿を醸し出す山々に囲まれ、豊かな緑と水を有し、これらを守り伝えながら、自然と調和した人々の暮らしが営まれてきました。隣接する高野町には、弘法大師ゆかりの高野山があることから、本村にも高野山の奥社である荒神社や、弘法大師が建てたと伝えられる野川弁財天といった貴重な歴史的資源があり、現在も奥高野と呼ばれ、信仰の対象として多くの人々を集めています。これまで守り育ててきた豊かな自然や歴史文化を十分に生かし、こどもの育成に取り組んでいきます。

第3節

基本目標



基本目標1 子育てを支援する仕組みづくり

すべての子どもと子育て家庭に対し、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、様々な子育て支援サービスを図っていきます。



基本目標2 援助の必要な子どもと家庭を支援する仕組みづくり

虐待の恐れのある子どもや障がいのある子どもとその家庭、ひとり親家庭、外国につながるある子どもと家庭等、支援を必要とする多様な子どもと家庭が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支援の充実を図ります。



基本目標3 健やかに産み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防等を目的とした健康相談や家庭訪問等の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。また、不妊治療に対する支援にも取り組みます。



基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを産み育てる喜びを感じていけるように、親と子どもが共に学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を進めていきます。また、学校において少人数でも特色ある授業を行います。



基本目標5 仕事と子育てを両立させる社会づくり

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。また、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した、企業の取り組みが推進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを産み育てていく意識を広めていきます。



基本目標6 子どもが安全に育つ安心なむらづくり

子どもを安心して産み育てることができるような安全な村にするために、警察や保育所、学校等との連携を強化するとともに、子育てバリアフリー^{※4}の視点を取り入れた地域の居住環境や道路交通環境、公共施設や公共交通機関等の整備や、犯罪を未然に防ぐむらづくりを推進していきます。

^{※4} バリアフリーとは、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきたが、現在では、障がいのある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられている。

第4節

計画の体系

自然の恵みと地域の英知に抱かれよう！
こどもの楽園村
のせがわ

基本目標1 子育てを支援する仕組みづくり

- ① 地域における様々な子育て支援サービスの充実
- ② 経済的支援の充実

基本目標2 援助の必要なこどもと家庭を支援する仕組みづくり

- ① 児童虐待の防止
- ② 障がいのあるこどもや家庭への支援
- ③ ひとり親家庭への支援
- ④ 総合的な支援体制の推進

基本目標3 健やかに産み育てる環境づくり

- ① こどもや母親の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 小児医療の充実
- ⑤ 不妊治療への支援

基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

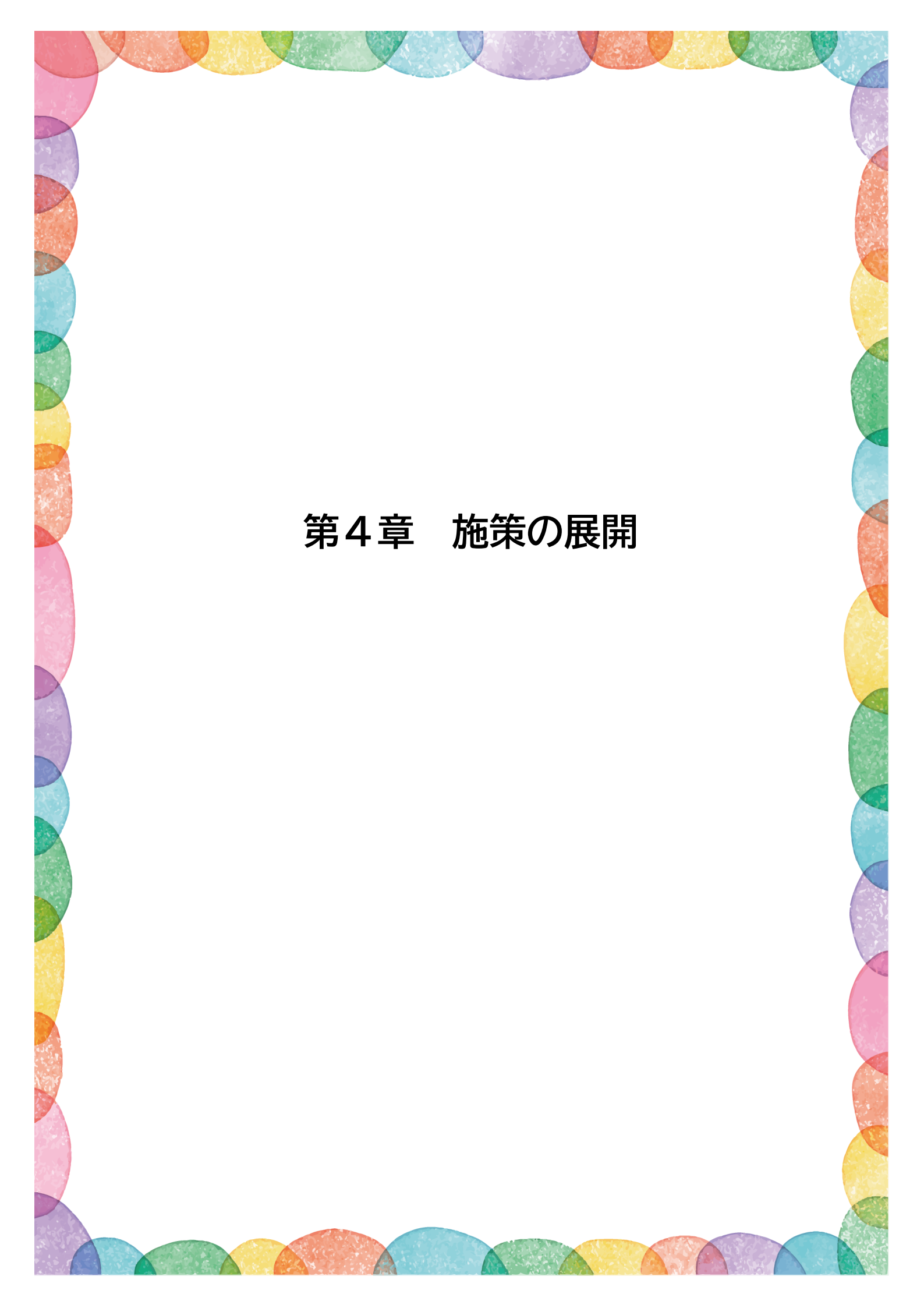
- ① 家庭教育の充実
- ② 魅力ある学校教育の推進
- ③ こどもの豊かな心を育む支援
- ④ 児童の健全育成活動の推進

基本目標5 仕事と子育てを両立させる社会づくり

- ① 保育サービスの充実
- ② すべての就労者の働き方見直しと子育て参加の促進

基本目標6 こどもが安全に育つ安心なむらづくり

- ① こどもの遊び環境の整備
- ② 子育てを支援する生活環境の整備
- ③ こども等の安全の確保



第4章 施策の展開

子育てを支援する仕組みづくり

すべての家庭が安心して子育てができるよう、相談機能の充実に努めるとともに、地域の中でこどもや子育て家庭が孤立しないよう、地域での交流の促進を図ります。

また、経済的な支援を必要とする子育て家庭に対して、制度に基づく支援を行うことにより、子育てにかかる費用の軽減を図ります。

1

地域における様々な子育て支援サービスの充実

No. 1-01	担当課	住民課
事業名	保育所における子育て支援の充実	
事業内容 ・方向性	○ 保育所において、育児相談や子育て教室、園庭の解放等の推進を図り、子育て支援の充実を図ります。 ○ 乳幼児期からの食育の推進により、健康的な食生活を実施する力を育みます。 ○ 保育所が野迫川村で唯一の就学前児童及び就学児童が集える施設であるため、拡充を図っていきます。	
今後の方針	拡充	

No. 1-02	担当課	住民課
事業名	地域における子育て支援の重要性の啓発	
事業内容 ・方向性	○ みんなで取り組む子育て支援社会の形成に向けて、村民や地域の意識を高める啓発活動を推進します。 ○ 子育て世代と高齢者との間の交流が少なくなっているため、拡充を図っていきます。	
今後の方針	拡充	

No. 1-03	担当課	住民課
事業名	相談機能の充実	
事業内容 ・方向性	出産や育児不安から、こどもの成長、発達、行動、しつけ等、養育上の様々な問題、心配ごとについて相談業務を行います。	
今後の方針	継続	

No. 1-04		担当課	野迫川村社会福祉協議会
事業名	民生委員・児童委員※5活動の充実		
事業内容 ・方向性	民生委員・児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実に図ります。		
今後の方針	継続		

No. 1-05		担当課	住民課
事業名	子育て情報の充実		
事業内容 ・方向性	○ 広報紙やホームページ等を通じて子育て支援情報を提供するとともに、情報が一元的に把握できるように取り組みます。 ○ 広報紙やホームページを通じて、移住交流の推進を図ります。		
今後の方針	拡充		

2 経済的支援の充実

No. 1-06		担当課	住民課
事業名	子ども医療費の助成		
事業内容 ・方向性	○ 高校生（就学児）までのこどもの医療費を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 1-07		担当課	住民課
事業名	児童手当の給付		
事業内容 ・方向性	○ 児童の保護者に対して児童手当を支給し、児童の健全な発育を支援することによって福祉の増進を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 1-08		担当課	住民課
事業名	経済的支援制度の普及促進		
事業内容 ・方向性	○ 児童手当や子ども医療費助成等の経済的支援制度を周知し、利用の促進を図ります。		
今後の方針	継続		

※5 民生委員・児童委員とは、民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において相談援助をはじめとする必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のことであり、地域の子どもの見守りや相談支援等を行う児童委員を兼ねている。

援助の必要な子どもと家庭を支援する仕組みづくり

様々な困難を抱える家庭に対して、その家庭に応じたきめ細やかな対応が必要です。

そのため、地域で安心して生活できる環境の整備や健全な発育を支援するとともに、関係機関との連携に努め、総合的な支援体制の充実を図ります。

1

児童虐待の防止

No. 2-01	担当課	住民課、教育委員会
事業名	児童虐待や障がいに関する啓発	
事業内容 ・方向性	○ 児童虐待の発生予防や早期発見に向けて、地域全体の意識が向上するように、啓発活動を推進します。 ○ 学習障害※6や注意欠陥・多動性障害※7等も含めて、障がいに対する正しい理解を広めるための研修や演説等を実施します。 ○ 啓発活動を実施し、住民の理解を深めていくため、拡充を図っていきます。	
今後の方針	拡充	

No. 2-02	担当課	住民課
事業名	児童虐待予防・防止ネットワークの充実	
事業内容 ・方向性	○ 「野迫川村要保護児童対策地域協議会」の構成機関である児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークにより、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携を強化し、虐待防止に向けた啓発を行っています。	
今後の方針	継続	

No. 2-03	担当課	住民課、教育委員会
事業名	教職員等への児童虐待・障がいの啓発	
事業内容 ・方向性	○ 教職員や保育士等が、児童虐待や障がいに対する正しい知識と理解を持つための取り組みを進めていきます。	
今後の方針	継続	

※6 学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

※7 注意欠陥・多動性障害（ADHD）とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直結している状態をいう。

2 障がいのあるこどもや家庭への支援

No. 2-04		担当課	住民課
事業名	障がいのあるこどものいる家庭への各種手当・医療費の助成		
事業内容 ・方向性	○ 障がいのあるこどもまたは保護者に対して、特別児童扶養手当※8をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担を軽減します。		
今後の方針	継続		

No. 2-05		担当課	教育委員会
事業名	障がい児の社会参加の促進		
事業内容 ・方向性	○ 障がい児の社会参加の促進及び健康や体力の維持・増進を図るため、スポーツ・レクリエーション※9や文化活動の振興に努めるとともに、参加・支援事業の充実を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 2-06		担当課	住民課
事業名	人権啓発・広報活動の推進		
事業内容 ・方向性	○ 「障害のあるこどももないこどもも、ともに地域で育つことがあたりまえであること」のノーマライゼーション※10の理念や、障がいのあるこどもの自立と社会参加を進めるため、地域のあらゆる人々が支援することが重要であることの理念について、住民に対する普及・啓発を進めます。		
今後の方針	継続		

No. 2-07		担当課	住民課
事業名	生活自立支援の充実		
事業内容 ・方向性	○ 障がいのあるこどもや保護者の家庭の悩みや日常の困難の軽減を図るため、相談制度を充実するとともに、日常生活の援助や児童の養育支援に努めます。 ○ 乳幼児健診の際に、早期発見に向けた取り組みを行います。		
今後の方針	拡充		

※8 特別児童扶養手当とは、20歳未満で精神又は身体に障がいのある児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当。

※9 レクリエーションとは、仕事、勉学などの肉体的、精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。

※10 ノーマライゼーションとは、障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会をめざすという理念。

3 ひとり親家庭への支援

No. 2-08		担当課	住民課
事業名	ひとり親家庭への生活援助の推進と自立への支援		
事業内容 ・方向性	○ 児童扶養手当 ^{※11} の支給や福祉資金の貸付等による経済的な生活援助を図るほか、安心して就労できるよう児童の健全育成等を支援します。		
今後の方針	継続		

No. 2-09		担当課	住民課
事業名	ひとり親家庭への相談業務の充実		
事業内容 ・方向性	○ ひとり親家庭が自立し、安定した生活を送ることができるよう相談業務の充実を図ります。		
今後の方針	継続		

4 総合的な支援体制の推進

No. 2-10		担当課	住民課、教育委員会
事業名	関係機関等の連携による支援の推進		
事業内容 ・方向性	○ 虐待を受けたこどもをはじめ、障がいのあるこどもやひとり親家庭のこども等、何らかの援護を要するこどもに対して関係機関等が連携を密にし、適切な支援を行います。 ○ 高田こども家庭センター等の村外関係機関との連携強化を図ります。		
今後の方針	拡充		

No. 2-11		担当課	住民課
事業名	外国につながるのあるこどもや家庭への支援の推進		
事業内容 ・方向性	○ 外国につながるのあるこどもが、健やかに成長できるよう、日本語学習や個別相談など必要に応じた支援を推進します。 ○ 外国につながるのある家庭が、安心して子育てできるよう、個別相談など必要に応じた支援を推進します。		
今後の方針	継続		

※11 児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。

こどもや母親に心身の健康を確保し、いきいきと暮らせるよう、「食」の大切さを伝えるとともに、発育・発達段階に応じた生活習慣についての正しい知識・情報を提供します。

また、妊娠や出産に関する正しい知識の提供に努めるとともに、関係部署が連携しながら、妊娠・出産に関する各種相談の充実を図ります。

1 こどもや母親の健康の確保

No. 3-01		担当課	住民課
事業名	母子健康手帳の交付		
事業内容 ・方向性	○ 母子健康手帳の交付をきっかけとして妊婦に関わり、妊娠や出産に対する不安の軽減と母親としての自覚を高めていきます。		
今後の方針	継続		

No. 3-02		担当課	住民課
事業名	妊婦一般健康診査		
事業内容 ・方向性	○ 妊娠の状態を的確に把握し、健康管理と異常の早期発見により、安全な妊娠・出産ができるように、妊娠中の定期的な健康診査の受診を促します。		
今後の方針	継続		

No. 3-03		担当課	住民課
事業名	妊娠・出産に関する各種相談の実施		
事業内容 ・方向性	○ 妊娠・出産や子育てに対する悩み・不安について、保健師等が相談に対応します。		
今後の方針	継続		

No. 3-04		担当課	住民課
事業名	妊産婦・乳幼児訪問指導		
事業内容 ・方向性	○ 妊産婦・乳幼児のいる家庭を保健師等が訪問し、妊娠・出産や子育てに関する相談や指導・助言を行います。		
今後の方針	継続		

No. 3-05		担当課	住民課
事業名	乳幼児健診の充実		
事業内容 ・方向性	○ 乳幼児を対象に、その健康保持と疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳幼児の成長・発達に応じて、乳幼児健診を実施します。		
今後の方針	継続		

No. 3-06		担当課	住民課
事業名	育児相談の充実		
事業内容 ・方向性	○ こどもの運動や言葉の発達、食事方法等、子育ての中で生じる様々な悩みについて、育児相談を実施します。		
今後の方針	継続		

No. 3-07		担当課	住民課
事業名	各種予防接種の実施		
事業内容 ・方向性	○ 麻しん、風しん、日本脳炎等の感染症からこどもを守るため、予防接種法等に基づき、個別もしくは集団での各種予防接種を行います。		
今後の方針	継続		

No. 3-08		担当課	住民課
事業名	母子保健に関する情報提供の充実		
事業内容 ・方向性	○ 妊娠や出産、子育てに関する様々な情報を、パンフレットの作成やホームページの活用等により、あらゆる機会に提供します。		
今後の方針	継続		

No. 3-09		担当課	住民課
事業名	不慮の事故防止に関する啓発の推進		
事業内容 ・方向性	○ 乳児突然死症候群※12や乳幼児期に多い事故防止策について、様々な機会を利用して意識啓発に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 3-10		担当課	住民課
事業名	専門職種の人材確保		
事業内容 ・方向性	○ 保健師等の専門職種の人材確保に努め、栄養指導や生活指導の充実を図ります。		
今後の方針	継続		

※12 乳児突然死症候群とは、それまで元気だった赤ちゃんが、何の予兆や病歴もないまま、眠っている間に突然亡くなってしまう病気のこと。

2

食育の推進

No. 3-11		担当課	住民課
事業名	母子保健事業における食生活に関する啓発の推進		
事業内容 ・方向性	○ 乳幼児健診や個別訪問指導において、乳幼児期の栄養指導を行い、食生活に関する啓発を推進していきます。		
今後の方針	継続		

No. 3-12		担当課	教育委員会
事業名	食生活に関する啓発の推進		
事業内容 ・方向性	○ 保育所や小・中学校において、保護者に対して食に関する知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるように支援します。		
今後の方針	継続		

No. 3-13		担当課	教育委員会
事業名	学校教育における食に関する体験学習の充実		
事業内容 ・方向性	○ 給食や家庭科、生活科等の教育課程において、食に関する知識と関心を醸成する体験型の学習を推進します。		
今後の方針	継続		

No. 3-14		担当課	教育委員会
事業名	学校給食の充実		
事業内容 ・方向性	○ 地域素材の利用を拡大し、村に伝わる郷土料理をメニューに加えるなど、学校給食の充実に努めます。		
今後の方針	継続		

3

思春期保健対策の充実

No. 3-15		担当課	教育委員会
事業名	性教育の推進		
事業内容 ・方向性	○ 各年齢に応じて、性や命の尊さに関することなどについて学習機会を充実し、正しい知識の普及・啓発を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 3-16		担当課	教育委員会
事業名	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進		
事業内容 ・方向性	○ 学級活動時や保健指導時に、指導内容や指導方法を工夫して、喫煙・薬物乱用等の防止について指導します。		
今後の方針	継続		

No. 3-17		担当課	教育委員会
事業名	思春期保健関連機関の連携		
事業内容 ・方向性	○ 思春期保健に関する機関が連携を図り、さらに充実した教育を推進します。		
今後の方針	継続		

No. 3-18		担当課	教育委員会
事業名	相談体制の充実		
事業内容 ・方向性	○ こどもたちが、自分の抱える健康問題を気軽に相談できるよう、相談体制を充実し、心身の健康の保持増進を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 3-19		担当課	教育委員会、住民課
事業名	次代の親の育成		
事業内容 ・方向性	○ 保育所1階、中学校2階の複合の建物の強みを生かし、保育所の園児と中学生が交流することにより、家庭の大切さやこどもを産み育てることの意義等に関する啓発を推進します。		
今後の方針	継続		

4 小児医療の充実

No. 3-20		担当課	住民課
事業名	地域医療体制の充実		
事業内容 ・方向性	○ 国民健康保険診療所内で一週間に一度の歯科検診を行うなど、地域の実態に応じたきめ細やかなサービスや設備の充実に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 3-21		担当課	住民課
事業名	救急医療体制の充実		
事業内容 ・方向性	○ 救急医療体制の充実を図るため消防分署を整備します。 ○ 奈良県広域消防組合に加入し、救急体制を構築します。		
今後の方針	継続		

No. 3-22		担当課	住民課
事業名	かかりつけ医※13づくりの推進		
事業内容 ・方向性	○ こどもの健康管理や疾病予防に関して、いつでも気軽に相談できるかかりつけ医づくりを、様々な機会を通じて推進します。		
今後の方針	継続		

5 不妊治療への支援

No. 3-23		担当課	住民課
事業名	情報提供や相談体制の充実		
事業内容 ・方向性	○ 不妊治療に関する不安や悩みを解消するため、個人情報を守りながら相談しやすい体制を検討します。		
今後の方針	拡充		

No. 3-24		担当課	住民課
事業名	不妊治療に関する啓発活動の推進		
事業内容 ・方向性	○ 不妊治療に対する正しい理解を広めていくために、広報紙やホームページ等を通じた啓発活動を行います。		
今後の方針	拡充		

※13 かかりつけ医とは、健康に関することをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師のこと。

すべてのこどもが健やかに成長するためには、発達段階に応じた子育て支援を提供することが重要であり、こどもが主体的に行動できる力を培い、伸ばしていく教育・保育環境づくりを推進します。

1 家庭教育の充実

No. 4-01		担当課	教育委員会
事業名	家庭教育に関する学習の機会や情報提供の充実		
事業内容 ・方向性	○ 地域の活動やPTA活動等を通じて、家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-02		担当課	教育委員会
事業名	家庭教育に関する広報・啓発活動の充実		
事業内容 ・方向性	○ 青少年の健全育成における家庭教育の重要性に鑑み、保護者に対する広報・啓発活動の充実に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-03		担当課	教育委員会
事業名	親子のふれあえる機会の充実		
事業内容 ・方向性	○ 核家族※ ¹⁴ の両親を主体に子育ての不安や悩みを解消し、親子のふれあえる機会の充実等の子育て支援を継続します。		
今後の方針	継続		

2 魅力ある学校教区の推進

No. 4-04		担当課	教育委員会
事業名	小・中学校における一貫教育の推進		
事業内容 ・方向性	○ 児童や生徒の個性を引き出し、それぞれの成長過程に合わせ、かつ本村らしい特徴ある教育が望まれていることから、小・中学校における一貫教育を推進します。		
今後の方針	継続		

※¹⁴ 核家族とは、家族形態の1つであり、「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子ども」「ひとり親と未婚の子ども」からなる小家族の世帯を指す。

No. 4-05		担当課	教育委員会
事業名	ふるさと意識の向上		
事業内容 ・方向性	○ 郷土への愛着を深めるため、これまで行われてきた総合的な学習等でのふるさと意識の向上をさらに図ります。		
今後の方針	継続		

No. 4-06		担当課	教育委員会
事業名	体験学習・郷土学習の充実		
事業内容 ・方向性	○ 家庭や地域と連携しながら、本村の恵まれた自然や歴史・文化等を積極的に活用した体験学習、郷土学習のより一層の充実を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 4-07		担当課	教育委員会
事業名	個性ある教育の推進		
事業内容 ・方向性	○ 本村の産業の活性化につながる教育の展開を図るとともに、偏差値教育を脱する個性ある教育を推進し、本村における産業等を守り育てる若者の育成、意識改革を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 4-08		担当課	教育委員会
事業名	地域資源を活用した学習の推進		
事業内容 ・方向性	○ 「平維盛歴史の里」等の施設の活用や、村内の文化財探訪等の地域資源を活用した学習を推進します。		
今後の方針	継続		

No. 4-09		担当課	教育委員会
事業名	学校間交流の推進		
事業内容 ・方向性	○ 近隣市町村や都市部の学校との交流やふれあいのより一層の充実を図るとともに、ＩＣＴ機器※15を活用した遠隔授業などを推進します。		
今後の方針	継続		

※15 ＩＣＴ機器とは、ネットワーク通信による情報・知識の共有をする際に使用する機器の総称であり、一般にパソコン、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報機器のこと。

No. 4-10		担当課	教育委員会
事業名	特別支援教育※16の推進		
事業内容 ・方向性	○ 適切な就学相談及び就学指導の充実に努めるとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの状況に応じた教育課程の編成や教職員の指導力の向上に努めるなど、特別支援教育を推進します。		
今後の方針	継続		

No. 4-11		担当課	教育委員会
事業名	人権教育の推進		
事業内容 ・方向性	○ 家庭や地域と連携して、人権教育のより一層の充実を図り、あらゆる差別や偏見に対する正しい認識の普及・啓発に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-12		担当課	教育委員会
事業名	国際理解教育の推進		
事業内容 ・方向性	○ 郷土を愛し、誇りに思える若者を育てていくため、語学教育の充実を進めるとともに、国際交流を推進します。		
今後の方針	継続		

No. 4-13		担当課	教育委員会
事業名	情報化教育の推進		
事業内容 ・方向性	○ 必要に応じたＩＣＴ機器を導入し、学校教育において情報化教育を積極的に推進します。		
今後の方針	継続		

No. 4-14		担当課	教育委員会
事業名	国や県に対する教育のあり方の提案		
事業内容 ・方向性	○ 本村の人口減少の直接的原因となっている進学時の村外流出を食い止める、もしくはＵターン※17を可能にする施策の展開を図るとともに、国や県に対して教育のあり方を提案していきます。		
今後の方針	継続		

※16 特別支援教育とは、対象となる児童・生徒の自立や社会参加に向けて、個々の教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を行うこと。これまでの特殊教育の対象となる障がいに加えて、知的な遅れのない発達障がいも含む。

※17 Ｕターンとは、地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。

No. 4-15		担当課	教育委員会
事業名	学校教育環境の充実		
事業内容 ・方向性	○ 児童・生徒数の推移を踏まえ、住民の意向を考慮しながら、小・中学校の今後のあり方を検討します。		
今後の方針	継続		

No. 4-16		担当課	教育委員会
事業名	教育設備・機器等の整備		
事業内容 ・方向性	○ 都市部との地域格差を感じることがないように、時代の変化に対応できる教育設備や機器等の充実に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-17		担当課	教育委員会
事業名	教育施設の整備		
事業内容 ・方向性	○ ゆとりある教育環境づくりのため、木造校舎や老朽化している校舎の維持修繕、改修を計画的に進めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-18		担当課	教育委員会
事業名	教職員の資質向上		
事業内容 ・方向性	○ 特色ある教育に対応できる教職員の資質の向上あるいは育成を図るため、研修や教育研究活動等を推進します。		
今後の方針	継続		

No. 4-19		担当課	教育委員会
事業名	通学環境の整備		
事業内容 ・方向性	○ 通学環境の整備を図るため、引き続き村営バスの運行と通学路の安全対策に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-20		担当課	教育委員会
事業名	学校施設の開放		
事業内容 ・方向性	○ 生涯学習に対応した学校施設の地域への開放を推進していくとともに、PTAや地域住民との連携に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-21		担当課	教育委員会
事業名	教職員の地域活動への参加促進		
事業内容 ・方向性	○ 教職員の居住地での地域活動へ自主的に参加することを積極的に促進します。		
今後の方針	継続		

No. 4-22		担当課	総務課
事業名	休校校舎の有効活用		
事業内容 ・方向性	○ 休校の校舎については、今後のあり方と活用にあたっての方向を検討していきます。		
今後の方針	継続		

No. 4-23		担当課	教育委員会
事業名	男女平等教育の充実		
事業内容 ・方向性	○ 学校教育の場において、男女平等や男女共同参画社会※18の理念に基づいた教育を推進します。		
今後の方針	継続		

No. 4-24		担当課	教育委員会
事業名	学校教育における環境学習の充実		
事業内容 ・方向性	○ 豊富な自然資源を生かした自然体験活動等を通じて、学校教育における環境学習の充実を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 4-25		担当課	教育委員会
事業名	福祉教育の充実		
事業内容 ・方向性	○ 小・中学校の児童・生徒向けの福祉教育の充実を図り、福祉意識の高揚に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-26		担当課	教育委員会
事業名	体力・健康の増進		
事業内容 ・方向性	○ 児童・生徒の体力づくりを推進し、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うため、健康教育の充実を図ります。		
今後の方針	継続		

※18 男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

3 こどもの豊かな心を育む支援

No. 4-27		担当課	教育委員会
事業名	こどもの悩み相談体制の充実		
事業内容 ・方向性	○ いじめや不登校等の悩みを抱えるこどもや保護者に対し、専門的な立場から児童・生徒のケアにあたる相談員等による相談活動を充実します。		
今後の方針	継続		

No. 4-28		担当課	教育委員会
事業名	問題行動に関する関係機関の連携強化		
事業内容 ・方向性	○ 児童・生徒が抱える問題に対して、家庭環境等総合的な視点から対処できるように、関係機関等の連携を強化します。		
今後の方針	継続		

No. 4-29		担当課	教育委員会
事業名	ボランティア活動の推進		
事業内容 ・方向性	○ ボランティア活動等、社会参加を推進し、他人を思いやる人間性豊かな児童・生徒の育成に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-30		担当課	教育委員会
事業名	県相談窓口の紹介		
事業内容 ・方向性	○ 県こども家庭相談センター等、青少年の悩みに関する各種相談窓口について紹介します。		
今後の方針	継続		

No. 4-31		担当課	教育委員会
事業名	奈良女子大学塾の開催		
事業内容 ・方向性	○ 大学生とのふれあいを通じて将来の進路を考えるきっかけとなるよう、小中学生に向けて学習サポートを行う野迫川村奈良女子大学塾を開講します。		
今後の方針	継続		

4 児童の健全育成活動の推進

No. 4-32		担当課	教育委員会
事業名	スポーツ・レクリエーション活動の充実		
事業内容 ・方向性	○ 青少年のスポーツ・レクリエーション活動については、健康増進・地域交流の観点からも積極的に支援し、自発的な活動の促進を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 4-33		担当課	教育委員会
事業名	スポーツイベントの開催		
事業内容 ・方向性	○ 学校や県等と連携し、競技会の開催や誰もが気軽に参加し、楽しむことができるスポーツイベントの開催等を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 4-34		担当課	教育委員会
事業名	健康づくりの推進		
事業内容 ・方向性	○ 保健との連携による健康づくりを主体としたスポーツ・レクリエーションの振興に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-35		担当課	教育委員会
事業名	男女平等教育の充実【再掲】		
事業内容 ・方向性	○ 社会教育の場において、男女平等や男女共同参画社会の理念に基づいた教育を推進します。		
今後の方針	継続		

No. 4-36		担当課	教育委員会
事業名	人権学習の推進		
事業内容 ・方向性	○ 社会教育関係団体やその他関係機関との連携により、人権尊重や人権擁護の意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。 ○ 人権教育推進のためのリーダーの育成に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-37		担当課	教育委員会
事業名	社会教育における環境学習の充実		
事業内容 ・方向性	○ 豊富な自然資源を生かした自然体験活動等を通じて、社会教育における環境学習の充実を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 4-38		担当課	教育委員会
事業名	歴史的資源の有効活用		
事業内容 ・方向性	○ 文化財等の歴史的資源を活用し、こどもたちが歴史を学び、身近にふれ、親しむことができる環境づくりに努めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-39		担当課	総務課
事業名	社会教育施設の整備・充実		
事業内容 ・方向性	○ 社会教育施設の整備・充実に努めるとともに、休校の校舎等既存施設の活用等を進めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-40		担当課	教育委員会
事業名	自然体験活動の促進		
事業内容 ・方向性	○ 森林教室や遠足等の自然体験活動を実施して、自然の大切さや人を思いやる心、たくましく生きる力を育てます。		
今後の方針	継続		

No. 4-41		担当課	教育委員会
事業名	世代間交流の促進		
事業内容 ・方向性	○ こどもたちが体験から協調性や思いやりの心を育めるように、高齢者等の異世代とふれあう機会の提供や、地域の行事等に参加できる取り組みを推進します。		
今後の方針	継続		

No. 4-42		担当課	教育委員会
事業名	青年団等への支援		
事業内容 ・方向性	○ 青年団等各種団体のスポーツ活動への支援に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 4-43		担当課	教育委員会
事業名	スポーツ指導者の育成		
事業内容 ・方向性	○ 生涯スポーツを振興する指導体制の確立と指導者の育成を図るため、各種団体への指導助言を充実します。		
今後の方針	継続		

保育サービスの充実を図るとともに、質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを推進します。

また、育児休業制度等の取得促進や、職場環境の改善、家庭における固定的な役割分担の見直しなど、性別にとらわれず仕事と子育ての両立が図られるよう、男女共同参画に対する意識啓発に努めます。

1 保育サービスの充実

No. 5-01		担当課	住民課
事業名	保育内容の充実		
事業内容・方向性	○ こどもの育成にとって大切な基本的生活習慣を学んだり、こどもの自立を育んだりする保育内容の充実を図ります。 ○ 保育内容を充実させて、こどものさらなる育成を図ります。		
今後の方針	拡充		

No. 5-02		担当課	住民課
事業名	保育サービスの充実		
事業内容・方向性	○ 2歳未満の受け入れ体制を整え、すべてのこどもが等しく保育を受けることができるように保育サービスの充実に取り組みます。		
今後の方針	継続		

No. 5-03		担当課	教育委員会、住民課
事業名	保・小・中の連携		
事業内容・方向性	○ 保育・教育についての共通理解を図るため、保育所や小・中学校での懇談会や連絡会を開催します。 ○ こどもの受け入れ先や相談先を継ぎ目なく対応するため、拡充を図っていきます。		
今後の方針	拡充		

No. 5-04		担当課	住民課
事業名	地域との交流促進		
事業内容・方向性	○ 運動会等の行事に際して、地域住民の参加を促し、地域との交流を図ります。		
今後の方針	拡充		

No. 5-05		担当課	住民課
事業名	保育所職員等の資質向上		
事業内容 ・方向性	○ 児童一人ひとりの成長・発達に応じた保育の充実を図るため、保育所職員の研修を実施し、資格取得を奨励するとともに、資質の向上を進めます。		
今後の方針	継続		

No. 5-06		担当課	住民課
事業名	障がい児保育の充実		
事業内容 ・方向性	○ 障がいのあるこどもの健全な成長発達について、知識や理解の向上に努めます。		
今後の方針	継続		

2 すべての就労者の働き方見直しと子育て参加の促進

No. 5-07		担当課	総務課
事業名	父親の子育て参加の促進		
事業内容 ・方向性	○ 父親の子育て参加を促進するために、様々な場や機会を通して、啓発・広報を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 5-08		担当課	総務課
事業名	男女共同参画意識の向上		
事業内容 ・方向性	○ 家庭における男女共同参画を促進するために、家庭、地域、職場において、育児や介護等の家庭的責任を男女が対等な立場で果たしていくよう、啓発活動に努めます。		
今後の方針	継続		

安心して遊べる遊具等の維持・管理に努め、安全で快適な生活環境づくりを推進するとともに、防犯体制・環境整備の充実を図ります。

1 こどもの遊び場の整備

No. 6-01		担当課	産業課
事業名	公園等の遊び場の確保・整備		
事業内容 ・方向性	○ キャンプ場付近の公園等、既存の施設のほか、こどもたちが安心して遊べる公園を増やすなど、環境整備に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 6-02		担当課	産業課
事業名	公園遊具の点検・修理		
事業内容 ・方向性	○ 村内に設置している各種公園の遊具について点検し、必要に応じて修理を行います。		
今後の方針	継続		

No. 6-03		担当課	住民課
事業名	こどもや家族の交流の場		
事業内容 ・方向性	○ 保育所をこどもや家族の交流の場所として活用するとともに、安全で安心できる新たな居場所づくりの充実努めます。		
今後の方針	継続		

2 子育てを支援する生活環境の整備

No. 6-04		担当課	総務課
事業名	良質・良好な居住環境の確保		
事業内容 ・方向性	○ 村営住宅の建て替えや増築等を行い、良質・良好な居住環境の確保を進めます。		
今後の方針	継続		

No. 6-05		担当課	総務課
事業名	シックハウス対策の充実		
事業内容 ・方向性	○ 法令等の基準に基づきシックハウス対策を実施し、室内環境の安全性に配慮した住宅の建設を推進します。		
今後の方針	継続		

No. 6-06		担当課	総務課
事業名	住宅情報の充実		
事業内容 ・方向性	○ 子育て家庭が、公営住宅の中から居住ニーズに合致した住宅を選択できるように、募集情報に関する内容の充実や、ホームページ等を活用した情報提供体制の整備を行います。		
今後の方針	継続		

No. 6-07		担当課	総務課
事業名	安全な道路交通環境の整備		
事業内容 ・方向性	○ 子育て家庭が安心・安全に生活していくことができるように、こどもの視点、こども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。		
今後の方針	継続		

No. 6-08		担当課	総務課
事業名	公共施設等でのバリアフリー対策の促進		
事業内容 ・方向性	○ 公共施設等における段差の解消など、バリアフリー化やユニバーサルデザイン※19の導入を推進し、こどもや高齢者、障がい者をはじめとした施設の利用者、歩行者にとって安全で快適な空間づくりを進めます。		
今後の方針	継続		

No. 6-09		担当課	総務課、産業課、住民課
事業名	バリアフリー情報の提供		
事業内容 ・方向性	○ 村内主要施設のバリアフリー状況について調査を行い、パンフレットの作成やホームページの活用等により、情報提供します。		
今後の方針	継続		

※19 ユニバーサルデザインとは、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限りすべての方が人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード及びソフトの両面から継続して整備、改善していくという理念に基づいたデザインのこと。

No. 6-10		担当課	産業課
事業名	自然や歴史を生かしたまち並み保存の推進		
事業内容 ・方向性	○ 野迫川村の豊かな自然や歴史を生かしたまち並みを整備・保存し、こどもたちの村への愛着を育み、次代のこどもたちへ引き継いでいきます。		
今後の方針	継続		

No. 6-11		担当課	産業課
事業名	ハイキングルートの整備		
事業内容 ・方向性	○ こどもたちが豊かな自然環境にふれ、親しむことができるハイキングルート等の整備に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 6-12		担当課	住民課
事業名	有害情報に対する地域との協力		
事業内容 ・方向性	○ 関係機関と地域が連携し、青少年の非行を助長し、誘因となるような不健全な環境の把握・浄化に取り組みます。		
今後の方針	継続		

3 こども等の安全の確保

No. 6-13		担当課	総務課
事業名	防犯設備の整備促進		
事業内容 ・方向性	○ 夜間の安全性を高める防犯灯の設置支援等により、犯罪を防止する都市環境づくりを進めます。		
今後の方針	継続		

No. 6-14		担当課	住民課
事業名	防犯意識の啓発促進		
事業内容 ・方向性	○ こどもの安全や犯罪の防止など、健全な社会環境づくりを推進するため、関係団体や機関と連携し、広報活動の充実や住民参加による運動の展開等、防犯意識の普及に努めます。		
今後の方針	継続		

No. 6-15		担当課	住民課、教育委員会
事業名	保育所や学校の安全管理に関する取り組み徹底		
事業内容・方向性	○ 保育所や小・中学校において、犯罪等から子どもを守るため、対応マニュアルの作成や校内警備体制の整備等の安全管理対策を徹底します。		
今後の方針	継続		

No. 6-16		担当課	住民課、教育委員会
事業名	関係機関との連携強化		
事業内容・方向性	○ 子どもを犯罪の被害から守るため、学校や警察等の関係機関が連携し、子どもに関する情報の共有等に努めます。		
今後の方針	継続		

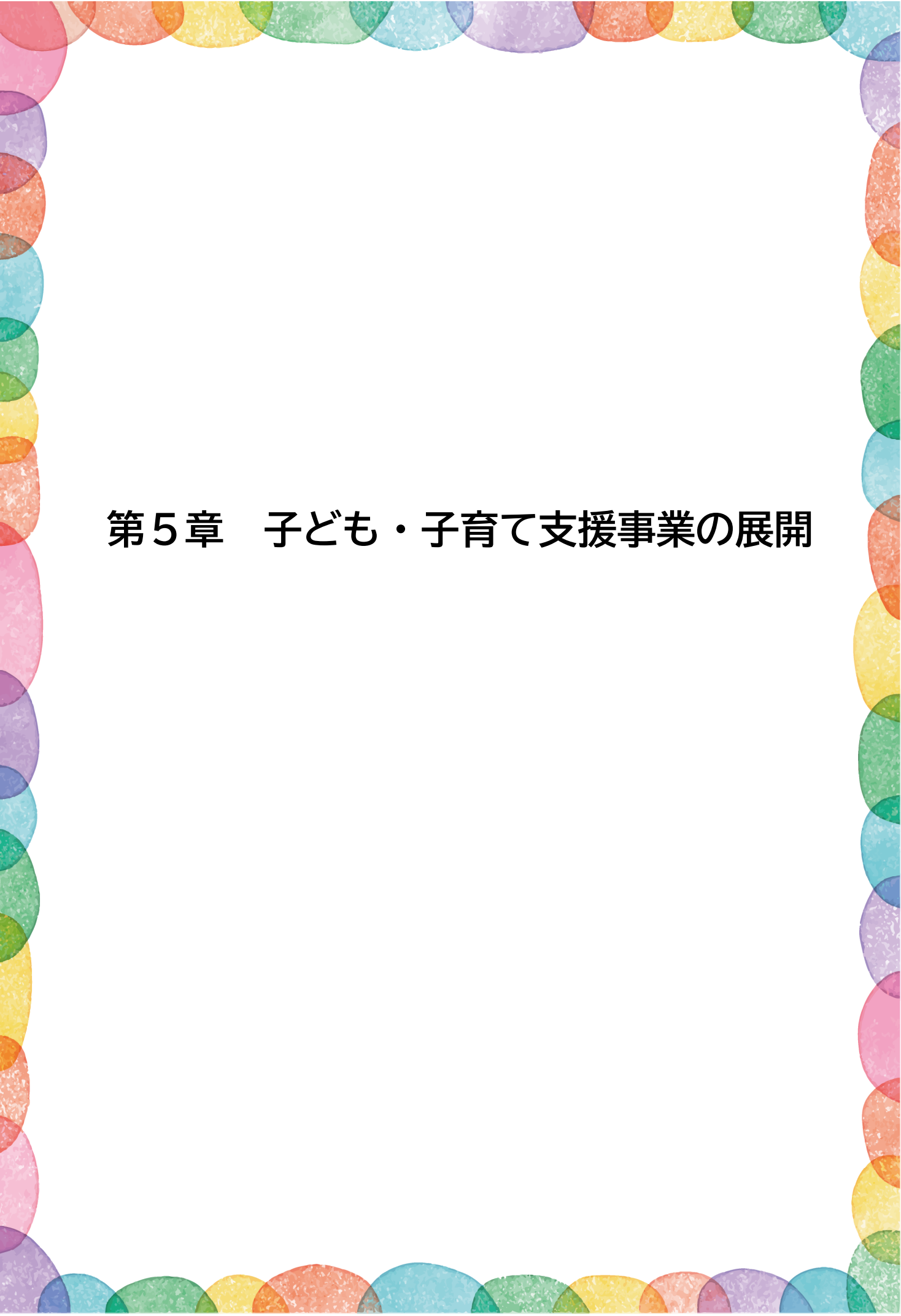
No. 6-17		担当課	住民課、教育委員会
事業名	被害にあった子どもの保護の推進		
事業内容・方向性	○ 犯罪等の被害にあった子どもへは、一刻も早いケアが必要となるため、カウンセリング機関の紹介や情報提供等、相談支援体制の強化を図ります。		
今後の方針	継続		

No. 6-18		担当課	住民課、教育委員会
事業名	交通安全教育の充実		
事業内容・方向性	○ 交通安全思想を一人ひとりに根づかせ、子どもを交通災害から守るため、保育所や小・中学校での交通安全教室を開催します。		
今後の方針	継続		

No. 6-19		担当課	総務課
事業名	大人への交通マナーの啓発促進		
事業内容・方向性	○ 車に乗る人のマナー向上のため、交通安全週間に啓発を推進していきます。		
今後の方針	継続		

No. 6-20		担当課	総務課
事業名	チャイルドシート着用の啓発促進		
事業内容・方向性	○ 保護者に対して、あらゆる場や機会を通して、チャイルドシートの正しい使用法の確認や指導を行います。		
今後の方針	継続		

No. 6-21		担当課	住民課、教育委員会
事業名	防災意識の高揚		
事業内容 ・方向性	○ 保育所及び小・中学校の合同での防災訓練を継続し、こどもたちへの防災知識の普及と意識の高揚を図ります。		
今後の方針	継続		



第5章 子ども・子育て支援事業の展開

第1節

提供区域の設定

本計画における教育・保育の提供区域については、村全域を一つとして取り組みを進めていきます。本村特有の実情や地域の特性を勘案し、創意工夫を生かして支援を実施するとともに、子育てについての要望に対応できる体制を確立します。

第2節

量の見込みと確保の方策

1

教育・保育事業の量の見込みと確保の方策

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども (保育の必要性なし)	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育(小規模保育等)

(1) 教育事業の量の見込み

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値		計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員数)	0	0	0	0	0	0	0
1号認定(3～5歳)	0	0	0	0	0	0	0
2号認定(3～5歳)	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園・認定こども園	0	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

教育事業(幼保こども園)については、施設整備の計画もなく、事業の実施予定はありません。

(2) 保育事業（小規模保育事業）の量の見込み

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値		計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	4	4	5	4
2号認定（3～5歳）	3	3	3	3	3	4	3
3号認定（0歳）	0	0	0	0	0	0	0
3号認定（1歳）	0	0	0	0	0	0	0
3号認定（2歳）	0	0	0	1	1	1	1
②確保の内容	3	3	3	4	4	5	4
保育所・認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育事業※20	0	0	0	0	0	0	0
特例（へき地）保育所	3	3	3	4	4	5	4

量の確保方策

保育事業については、現在の提供体制（野迫川村へき地保育所）で確保するとともに、ニーズを精査した上で、必要量を「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」に係る整備をしていきます。

※20 小規模保育事業とは、地域型保育事業の一つとして位置づけられ、利用定員6人以上19人以下の小規模な保育事業のこと。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

(1) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値		計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	3	3	3	4	4	5	4
② 確保の内容	3	3	3	4	4	5	4
特例（へき地）保育所	3	3	3	4	4	5	4

確保方策

延長保育事業については、現在の提供体制（野迫川村へき地保育所）で確保するとともに、ニーズを精査した上で、必要量の確保の検討を行います。

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値		計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み							
1年生	0	2	0	0	0	1	2
2年生	1	0	2	0	0	0	1
3年生	3	1	0	2	0	0	0
4年生	1	3	1	0	2	0	0
5年生	1	1	3	1	0	2	0
6年生	2	1	1	3	1	0	2
③ 確保の内容							
特例（へき地）保育所	8	8	7	6	3	3	5

確保方策

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、現在の提供体制（野迫川村へき地保育所）で確保するとともに、ニーズを精査した上で、必要量を確保していきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

量の見込みと確保の内容

（単位：人日）

ショートステイ	実績値		計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0	0	0

（単位：人日）

トワイライトステイ	実績値		計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0	0	0

確保方策

子育て短期支援事業については、計画期間において、事業の実施予定はありません。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人回）

	実績値		計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0	0	0

確保方策

地域子育て支援拠点事業については、計画期間において、事業の実施予定はありません。

（５）一時預かり事業（幼稚園での預かり保育・一時預かり）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園・幼稚園・保育所・地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日）

	実績値		計画値				
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園在園児の預かり保育	0	0	0	0	0	0	0
保育所等での一時預かり	0	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0	0	0

確保方策

一時預かり事業については、計画期間において、事業の実施予定はありません。

（６）病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日）

	実績値		計画値				
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0	0	0

確保方策

病児保育事業については、病児を受け入れる施設もなく、看護師や保健師、保育士等の職員配置もできない状況であり、計画期間において、事業の実施予定はありません。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値		計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0	0	0

確保方策

ファミリー・サポート・センター事業については、計画期間において、事業の実施予定はありません。

(8) 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：か所)

	実績値		計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	0	0	1	1	1	1
② 確保の内容	0	0	0	1	1	1	1

確保方策

乳利用者支援事業については、幼児健診を実施する山村振興センター等を活用して、医師、歯科医師、歯科衛生士、母子担当保健師、管理栄養士等と相談し、助言を受ける機会を設けることで、必要量を確保していきます。

（９）妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

量の見込みと確保の内容

		実績値		計画値				
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①	量の見込み（人）	1	1	1	1	1	1	1
②	確保の内容							
	人数（人）	1	1	1	1	1	1	1
	健診回数（回）	14	14	14	14	14	14	14

確保方策

妊婦健康診査事業については、母子保健を担当する保健師が、妊婦の居宅を訪問し、妊婦健診の物心両面のサポートを行うことで、必要量を確保します。

（10）乳児家庭全戸訪問事業

生後４カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

		実績値		計画値				
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①	量の見込み	0	2	1	1	1	1	1
②	確保の内容	0	2	1	1	1	1	1

確保方策

乳児家庭全戸訪問事業については、母子保健を担当する保健師が、乳幼児家庭の居宅を訪問し、子育て支援に関する情報を提供し、養育環境等の把握を行うことで、必要量を確保します。

(11-1) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値		計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0	0	0

確保方策

養育支援訪問事業については、計画期間において、事業の実施予定はありません。

(11-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業

確保方策

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、国の事業指針に基づいて事業内容等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事へ参加する費用等を助成する事業

確保方策

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、国の事業指針に基づいて助成内容等を検討し、実施に向けて調整を図ります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業

確保方策

多様な主体の参入を促進する事業については、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等を支援する事業

確保方策

子育て世帯訪問支援事業については、事業の実施予定はありませんが、母子保健を担当する保健師等の訪問支援員が、居宅等を訪問し、相談や支援を行うなど、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業

確保方策

児童育成支援拠点事業については、事業の実施予定はありませんが、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等に対して、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業

確保方策

親子関係形成支援事業については、事業の実施予定はありませんが、県内外の各種機関と連携し、親子関係の形成支援を行うなど、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

(17) 産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とし、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業

確保方策

産後ケア事業については、母子保健を担当する保健師等を中心とし産後ケアの推進を行うなど、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

(18) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とし、妊婦のための支援給付と併せて、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等の支援を行う事業

確保方策

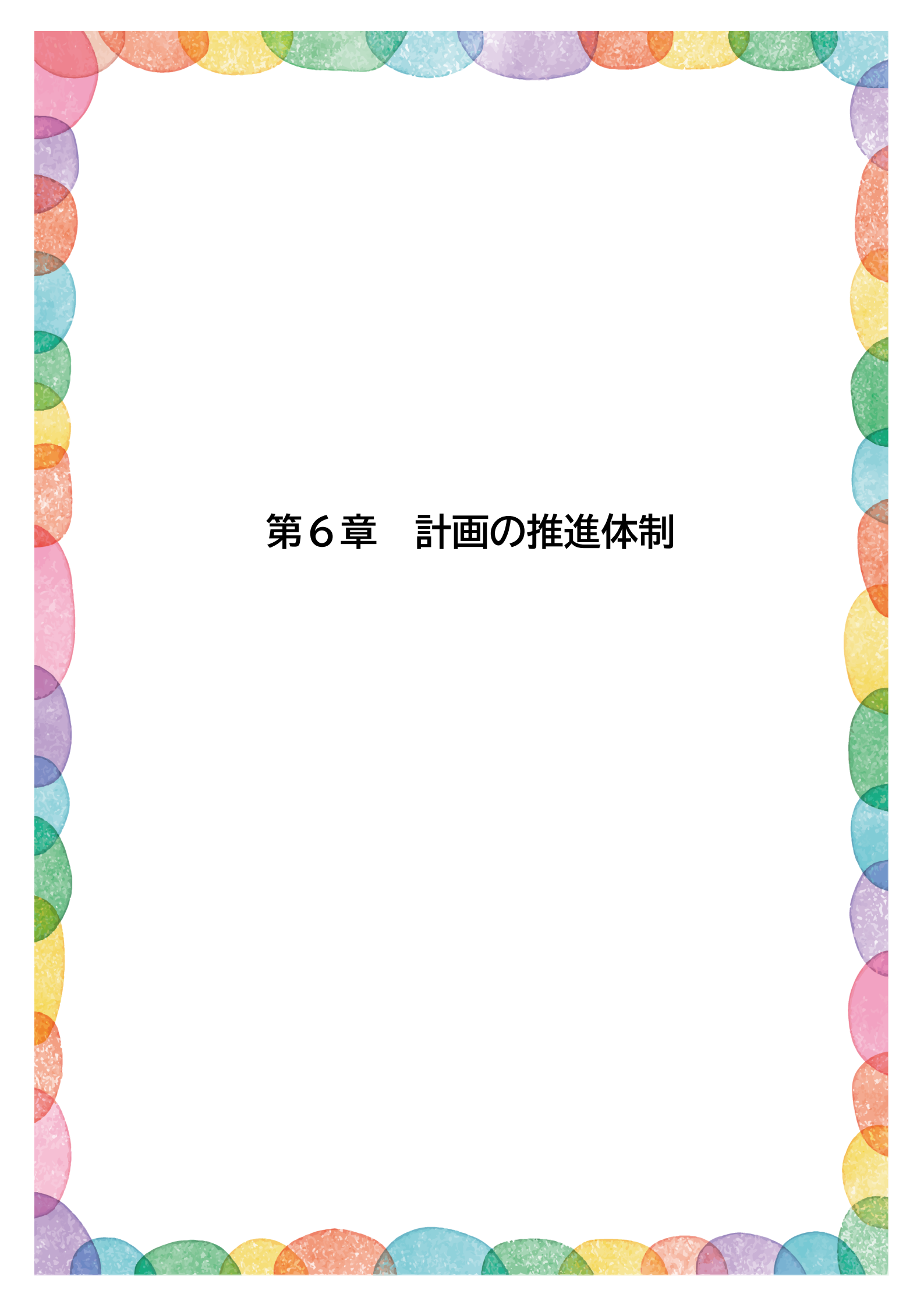
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業については、現金（振込）で定額金を支給します。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労状況に関係なく、保育所等に通っていない3歳未満のこどもを預けることや保育士等に育児相談ができる事業

確保方策

乳児等通園支援事業については、特例（へき地）保育所で預かり、保育士や保健師が相談に応じるなど、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

A decorative border composed of overlapping circles in various colors (red, orange, yellow, green, blue, purple, pink) frames the page. The circles are arranged in a repeating pattern along the top, bottom, and sides.

第6章 計画の推進体制

第1節

計画の推進にあたって

1 推進体制の確立

本計画の推進については、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協議により取り組んでいきます。

2 情報提供・周知

本村ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等を広報や村のホームページを活用して公開し、必要に応じて個別に相談を受け付ける等、住民に対する広報や周知の充実に努めてきました。

また、インターネット、パンフレット等の作成・配布を通じて、広く周知・啓発に努めます。

3 広域調整や県との連携

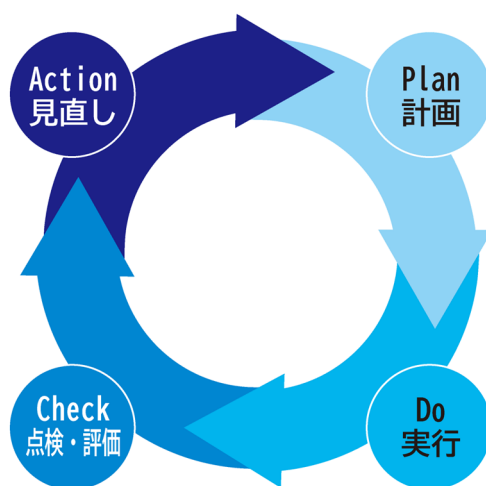
子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、こどもや保護者のニーズに応じて、保育所や学校等の運営、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、児童虐待の防止、障がいのあるこどもへの対応等、広域的な供給体制や基礎整備が必要な場合については、周辺市町村や県との連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

4 計画の進行管理

こども計画に基づく施策の実施状況について、「野迫川村子ども・子育て会議」において検討・評価し、これに基づき対策を実施します。なお、本計画における事業の内容・方針は、住民ニーズの変化、社会・経済情勢の変化や国の動向等に対応し、必要に応じて見直しを行います。

本計画の推進にあたっては、住民ニーズの変化や社会・経済情勢の変化、国の動向等に的確かつ柔軟に対応するために、

「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方に基づいて行います。PDCAサイクルとは、個々の事業ごとにPlan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Action（見直し）の4段階をたどりながら、現状を把握し見直した後、再度Pに戻るサイクルです。こうして各年度において計画の実施状況や改善点を把握し、その後の取り組みの改善や充実に反映させていきます。





資料編

1

野迫川村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 この要綱では、子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）について必要な事項を検討し、計画案を策定するための野迫川村子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（事 務）

第2条 委員会は、計画について検討し、策定された計画案を村長に提言するものとする。

- （1）野迫川村子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- （2）その他関連する事項に関すること。

（組 織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）野迫川村役場 住民課長
- （3）野迫川村役場 教育委員会課長
- （4）保育所保護者会代表
- （5）その他、特に村長が必要と認めるもの

（委員の任期）

第4条 委員の任期は当該審議が終了するまでとする。ただし、役職により委嘱又は任命されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められたときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、住民課において処理する。

（委 任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

（招集の特例）

最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず村長が招集する。

2

野迫川村子ども・子育て支援事業計画策定委員

氏名	所属・役職名	備考
梶谷 豊典	野迫川村へき地保育所 保護者会長	委員長
山本 一尊	野迫川村教育委員会 教育課長	
中迫 朋子	野迫川村へき地保育所 保育士	
山中 麻梨乃	野迫川村役場 住民課 保健師	
糺 弘城	野迫川村役場 住民課 住民課長	
二神 茂治	野迫川村役場 住民課	

3

施設

(1) 保育所

保育所名	所在地
野迫川村へき地保育所	奈良県吉野郡野迫川村北股 51

(2) 義務教育学校（小中学校）

学校名	所在地
野迫川小中学校	奈良県吉野郡野迫川村北股 51

野迫川村こども計画

発行年月日：令和7年3月

発行・編集：野迫川村住民課

〒648-0392

奈良県吉野郡野迫川村大字北股 84 番地

TEL：(0747) 37-2101

FAX：(0747) 37-2107